

令和 7 年 度

埼玉県交通安全実施計画

埼玉県交通安全対策会議

目次

第1部 総論.....	1
第1章 実施計画策定の趣旨	2
第2章 令和6年中の交通事故発生状況.....	2
第3章 第11次埼玉県交通安全計画の目標と対策の重点	3
1 目標.....	3
2 対策の重点	3
(1) 高齢者及び子供の安全確保	3
(2) 自転車及び歩行者の安全確保.....	3
(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり	3
第4章 令和6年度埼玉県交通安全実施計画の実施結果及び	5
令和7年度埼玉県交通安全実施計画の重点推進事項	5
1 高齢者の交通事故防止	5
2 自転車の交通事故防止	5
3 子供の交通事故防止	6
4 交差点における交通事故防止.....	6
第2部 講じようとする施策.....	7
第1章 道路交通環境の整備	8
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	8
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	8
(2) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	8
(3) 通学路等における安全対策	10
(4) 歩行者等支援情報通信システム(高度化 PICS)の整備等の推進	11
2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化	11
3 幹線道路における交通安全対策の推進.....	13
(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進.....	13
(2) 事故危険箇所対策の推進.....	13
(3) 幹線道路における交通規制	14
(4) 重大事故の再発防止.....	14
(5) 高速自動車国道等における交通安全対策の推進	14

(6) 道路の改築等による交通事故対策の推進	15
(7)	
高度道路交通システム(ITS)の推進等による安全で快適な道路交通環境の実現	15
4 自転車利用環境の総合的整備	16
5 地域公共交通の確保・充実	17
6 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等	17
(1) 交通安全施設等整備事業の推進	17
(2) 交通安全施設等の戦略的維持管理	19
(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進	19
(4) 横断歩行者優先の前提となる施設の適正な維持管理	20
(5) 道路交通環境安全推進連絡会議の活用	20
7 歩行者空間のバリアフリー化	20
8 無電柱化の推進	21
9 効果的な交通規制の推進	22
(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制	22
(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制	22
(3) 幹線道路における交通規制	22
(4) 高速道路における交通規制	23
(5) 効果的な交通規制の推進	23
(6) 交通規制情報の質の向上等の推進	23
10 高度道路交通システム(ITS)の活用	23
11 交通需要マネジメントの推進	24
(1) 自動車の効率的利用の促進	24
(2) 公共交通機関の利用の促進	24
12 災害に備えた道路交通環境の整備	24
(1) 災害に備えた道路の整備	24
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	25
(3) 広域交通管制システムの推進	25
(4) 災害発生時における交通規制	26
(5) 災害発生時における情報提供の充実	26
13 総合的な駐車対策の推進	26

14	道路交通情報の充実	29
(1)	交通管制システムの充実・高度化	29
(2)	自動運転の実用化に資する交通環境の構築	30
(3)	分かりやすい道路交通環境の確保	30
15	その他の道路交通環境の整備	30
(1)	道路占用及び道路使用の適正化	30
(2)	休憩施設等の整備の推進	31
(3)	子供の遊び場等の確保	31
(4)	道路法に基づく通行の禁止又は制限	31
(5)	道路法非適用道路に係る交通安全施設の整備	32
(6)	交通公害の防止	33
第2章	交通安全思想の普及徹底	34
1	段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底	34
(1)	幼児に対する交通安全教育	34
(2)	小学生に対する交通安全教育	34
(3)	中学生に対する交通安全教育	35
(4)	高校生に対する交通安全教育	35
(5)	成人等に対する交通安全教育	37
(6)	高齢者に対する交通安全教育	38
(7)	高齢者を対象とした総合的な交通安全教育	39
(8)	高齢者保護ネットワークの推進	40
(9)	障害者に対する交通安全教育	40
(10)	外国人に対する交通安全教育	40
2	効果的な交通安全教育の推進	41
3	自転車の安全利用の推進	42
(1)	自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知	42
(2)	自転車運転者講習制度の適切な運用	44
(3)	自転車用ヘルメットの普及促進	44
(4)	こども自転車運転免許制度の活用	44
(5)	幼児二人同乗用自転車の普及促進	44
(6)	自転車の安全性の確保	44

4	歩行者優先と正しい横断の徹底	45
5	県民総ぐるみの交通安全運動等の推進	45
6	その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進	47
(1)	飲酒運転の根絶	47
(2)	二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用推進	47
(3)	夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進	48
(4)	交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施	48
(5)	危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進	49
(6)	過積載防止対策の推進	49
7	急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等	50
8	民間交通安全団体等の主体的活動の促進	50
9	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	53
第3章	安全運転の確保	55
1	運転者教育等の充実	55
(1)	運転免許取得希望者に対する教育の充実	55
(2)	運転者に対する教育の推進	55
(3)	高齢運転者対策の充実	59
(4)	自動車運送事業の安全対策の確保	61
(5)	悪質・危険な運転者の早期排除等	62
(6)	運転者管理業務の合理化	63
(7)	道路交通に関する情報の充実	63
(8)	交通労働災害の防止等	65
(9)	運転管理の改善及び運行管理の充実	66
2	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	68
(1)	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	68
(2)	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	69
(3)	飲酒運転、迷惑運転等の根絶	69
(4)	ICT・新技術を活用した安全対策の推進	70
(5)	業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	70
(6)	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	70
(7)	運転者の健康起因事故防止対策の推進	70

(8) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	70
第4章 車両の安全性の確保	72
1 車両の安全性に関する技術基準等の改善の推進	72
(1) 車両の安全対策の推進	72
(2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化	72
2 ASVの開発・普及促進	72
3 高齢運転者への車両安全対策の推進	73
4 安全な自動運転車の開発・実用化・普及のための環境整備	73
(1) 自動運転車に係る安全基準の策定	73
(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進	74
(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進	74
(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用	74
(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進	74
5 自動車アセスメント情報の提供等	74
6 自動車の検査及び点検整備の充実	75
(1) 自動車点検整備の推進	75
ア 自動車点検整備の推進	75
(2) 自動車の検査及び点検整備の充実	76
7 リコール制度の充実	76
第5章 道路交通秩序の維持	77
1 交通指導取締りの強化等	77
(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	77
(2) 高速道路における指導取締りの強化等	79
2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化	79
(1) 専従捜査体制の強化等	79
(2) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化	79
3 暴走族及び旧車會対策の強化	80
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	80
(2) 暴走行為をさせないための環境づくり	81
(3) 暴走族に対する指導取締りの強化	81
(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止	81

(5) 車両の不正改造の防止	82
第6章 救助・救急活動の充実	83
1 救助・救急体制の整備	83
(1) 救助・救急体制の整備	83
(2) 応急手当の普及啓発活動の推進	83
(3) 救急救命士の養成等の推進	84
(4) ドクターヘリ等による救急業務の推進	84
(5) 救助・救急隊員の教育訓練の充実	85
(6) 高速自動車国道等における救急体制の整備	85
2 救急医療体制の整備	85
(1) 救急医療施設等の整備	85
(2) メディカルコントロール体制の充実・強化	86
(3) ドクターヘリコプター・ドクターカーによる救急業務の推進	86
3 救急関係機関の協力関係の確保等	87
第7章 被害者支援の充実と推進	88
1 自動車損害賠償保障制度の充実等	88
2 自転車損害賠償保険の普及促進	88
3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	88
(1) 交通事故相談所の活動の充実	88
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化	88
(3) 交通事故被害者の援助	89
(4) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	89
第8章 研究開発及び調査研究の充実	91
1 ITS に関する研究開発の推進	91
(1) 安全運転の支援	91
(2) 交通管理の最適化	91
(3) 歩行者等の支援	91
第9章 鉄道と踏切道の安全確保	92
1 鉄道交通環境の整備	92
(1) 鉄道施設等の安全性の向上	92
(2) 運転保安設備等の整備	93

2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	94
3	鉄道の安全な運行の確保	94
(1)	保安監査等の実施	94
(2)	運転士の資質の保持	94
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	95
(4)	気象情報等の充実	95
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	95
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	96
(7)	計画運休への取組	96
4	鉄道車両の安全性の確保	96
5	救助・救急活動の充実	96
6	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進	97
7	踏切道保安設備の整備及び交通規制の実施	98
8	道路改良に伴う踏切道の統廃合の促進	98
9	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	99

第1部 総論

第1章 実施計画策定の趣旨

第2章 令和6年中の交通事故発生状況

第3章 第11次埼玉県交通安全計画の目標と対策の重点

第4章 令和6年度埼玉県交通安全実施計画の実施結果及び令和7年度埼玉県交通安全実施計画の重点推進事項

第1部 総論

第1章 実施計画策定の趣旨

交通事故は、亡くなった方、怪我をされた方やその家族の生活を一瞬にして奪うだけではなく、経済的損失も非常に大きいものとなります。

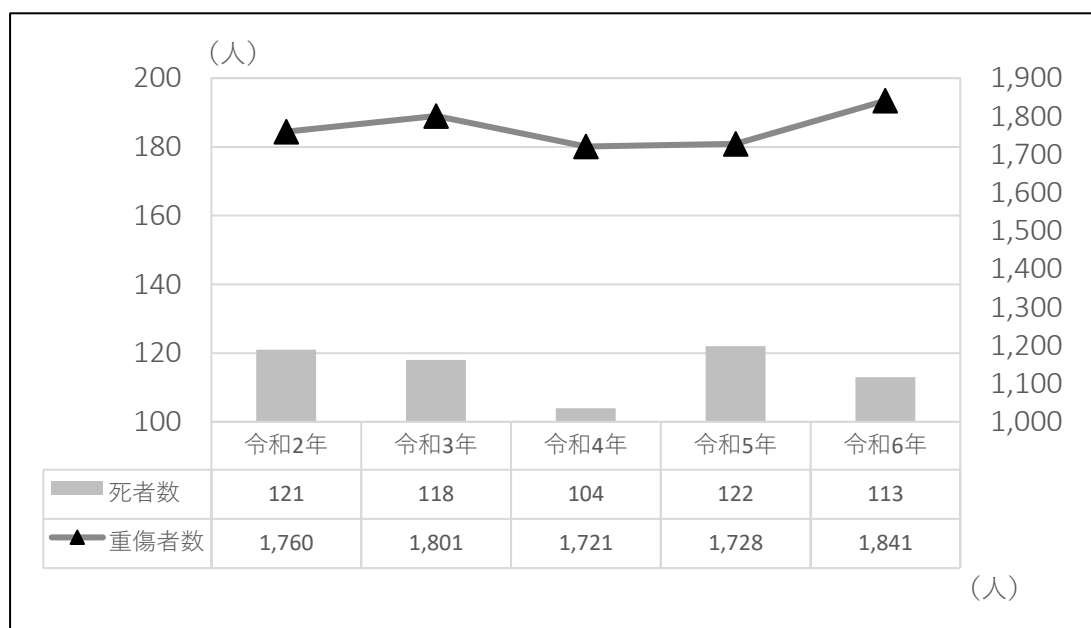
「第11次埼玉県交通安全計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）では、「人優先」の交通安全思想を基本とし、対策の重点として「高齢者及び子供の安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交通事故が起こりにくい環境づくり」を掲げ、「道路交通環境の整備」や「交通安全意識の普及徹底」等、分野別の施策を講じることとしています。

本実施計画は、「第11次埼玉県交通安全計画」及び令和6年の県内における交通事故発生状況等を踏まえて、県及び国の指定行政機関が令和7年度に実施する具体的な交通安全に関する事業や活動等を記載したものです。

第2章 令和6年中の交通事故発生状況

令和6年の県内における交通事故死者数は113人（前年比△9人）で、重傷者数は1,841人（前年比+113人）、負傷者数は18,673人（前年比△1,557人）でした。

県内における交通事故発生状況の推移



第3章 第11次埼玉県交通安全計画の目標と対策の重点

1 目標

第11次埼玉県交通安全計画では、「交通事故ゼロの安心・安全な埼玉」を実現するため、令和7年までに達成すべき具体的な目標を次のとおり定めています。

- 年間の交通事故死者数を100人以下とする。
- 年間の重傷者数を1,500人以下とする。

2 対策の重点

(1) 高齢者及び子供の安全確保

一層進展する高齢化社会を見据え、交通事故の被害に遭いやすい高齢者に対しては、地域での交通安全教育を推進するほか、高齢者世帯訪問などを通じてきめ細かい交通安全啓発活動を推進します。また、高齢運転者に起因する交通事故防止のため、高齢者講習の充実をはじめ認知機能検査などの運転免許制度の適正な実施を一層推進します。

また、幼児・児童に対する交通安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重点的に実施するとともに、学齢に応じた交通安全教育を推進します。

子供や高齢者が安全に通行できるよう、通学路における歩道等の整備、生活道路での安全対策を推進します。

(2) 自転車及び歩行者の安全確保

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、自転車の交通ルールの周知、啓発、指導取締りにより自転車の安全利用の一層の推進を図ります。また、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図るため、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を推進します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や横断歩道における歩行者優先の徹底について周知、啓発するとともに、最高速度30キロメートル毎時の区域規制を前提としたゾーン30プラス対策等を推進します。

(3) 交通事故が起こりにくい環境づくり

交通事故の半数以上が交差点及びその付近において発生していることなどから、交通事故状況等を考慮して、信号機の新設、既設の信号機の歩車分離式信号機への更新、交差点整備等を重点的に実施します。

また、自動車の衝突被害軽減ブレーキを始めとした先進安全技術の普及に伴い、こう

した機能の適切な使用の周知など、時代に即した安全意識の普及啓発を推進するとともに、各季の交通安全運動等を県民総ぐるみで実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

第4章 令和6年度埼玉県交通安全実施計画の実施結果及び 令和7年度埼玉県交通安全実施計画の重点推進事項

第11次埼玉県交通安全計画の目標を達成するため、進捗状況を踏まえ、交通安全対策を実施してきました。

指標	目標値(R7)	最新値(R6)	評価
死者数	100人	113人	目標(104人)未達成
重傷者数	1,500人	1,841人	目標(1,600人)未達成

対策の重点ごとの令和6年度の実施結果及び令和7年度の重点推進事項は下記のとおりです。また、令和6年中の交通事故死傷者数は18,786人で、令和2年と比較し-8.6%でした。

※目標値は、令和元年中の数値を基準として、平成24年から令和元年までの平均減少率等を基に算出

1 高齢者の交通事故防止

令和6年中の高齢死者数は52人であり、前年と比べ15人減少しました。死傷者数は2,852人であり、前年と比べて206人減少しました。

指標	目標(R7)	最新値(R6)	評価
高齢者の死傷者数	全体の死傷者数の減少割合 (1.1%)以上減少	2,852人	令和2年より 16.8%減少

【令和7年度の重点推進事項】

- 歩行中事故の特徴を踏まえた交通安全教育及びきらめき3H運動の推進
- 各種講座等の実施による高齢運転者に対する交通安全教育の推進
- 高齢運転者の運転免許証自主返納の促進に関する環境整備の推進
- ドライバーに対する思いやり運転の推進（高齢者を守る意識の醸成）

2 自転車の交通事故防止

令和6年中の自転車乗用中の死者数は19人であり、前年と比べ4人減少しました。死傷者数は4,537人であり、前年と比べて286人減少しました。

指標	目標(R7)	最新値(R6)	評価
自転車の死傷者数	全体の死傷者数の減少割合 (1.1%)以上減少	4,537人	令和2年より 4.8%減少

【令和7年度の重点推進事項】

- 自転車レーンの整備など自転車利用環境の整備
- 自転車用ヘルメット及び反射材等の着用推進
- 自転車事故の特徴を踏まえた交通安全教育の推進

3 子供の交通事故防止

子供の死傷者数は、令和6年中では1,166人（死者数は3人）であり、前年と比べて140人減少しました。

指標	最新値(R6)	評価
子供の死傷者数	1,166人	令和2年より 4.5%減少

【令和7年度の重点推進事項】

- 子供及びその保護者に対する交通安全教育の推進
- 通学路における歩道等の整備や安全対策の推進
- 自転車用ヘルメット及び反射材等の着用の推進

4 交差点における交通事故防止

令和6年中の県内の交差点における交通死亡事故件数の割合は63.3%となり、全国平均（45.5%）より高い値で推移しています。一方、死傷者数は近年減少傾向で推移しているが、令和6年においては9,858人であり、前年と比べて761人減少しました。

指標	最新値(R6)	評価
交差点の死傷者数	9,858人	令和2年より 8.0%減少

【令和7年度の重点推進事項】

- 交通事故発生箇所等における交差点改良など交通環境の整備
- 交差点関連違反の取締りの推進
- 高齢者に対する交通安全教育の推進及び反射材の着用促進

第2部 講じようとする施策

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 車両の安全性の確保

第5章 道路交通秩序の維持

第6章 救助・救急活動の充実

第7章 被害者支援の充実と推進

第8章 研究開発及び調査研究の充実

第9章 鉄道と踏切道の安全確保

第1章 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

主として日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき道路、いわゆる生活道路に対する総合的な安全対策を道路管理者とともに推進します。

また、生活道路における低速度規制実施による安全対策であるゾーン 30 については、ゾーン 30 プラスとして、引き続き歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的な考え方に基つき推進するほか、既に整備済みのゾーンにおいても、道路管理者と連携し、視覚効果の高い法定外表示やハンプ・狭さくといった物理的デバイス等の設置を進めるなど、生活道路における有効な安全対策として、更なる推進を図ります。

(県道路街路課、道路環境課、警察本部交通規制課)

【事業主体】	県道路街路課（予算とりまとめのみ）、警察本部交通規制課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
ゾーン 30 プラスの指定	県(市町村事業)：1 箇所 県警：6 箇所	県(市町村事業)：20,091 (市町村負担額 11,050) 県警：28,786 (14,393)
【事業主体】	県道路環境課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費	県内全域	4,231,998

※以下、国庫補助事業における事業費は、「総事業費（県負担額）」とする。

(2) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

ア 地方行政機関（国）

市町村の交通バリアフリー基本構想や特定経路等の優先度の高い区間において、既設歩道の段差解消や勾配の改善等歩行空間のバリアフリー化を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所)

イ 県

(ア) 駅のバリアフリー化に対する補助

年齢や障害の有無にかかわらず誰もが快適に安心して駅を利用できるよう、駅における障害者対応型トイレ等の整備に対して補助を実施します。

(県交通政策課)

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容	事業費（千円）	
障害者対応型トイレ等の整備に対する補助	73,400	

(イ) 段差の改善等の推進

段差の改善など既設歩道のバリアフリー化を推進します。

(県道路環境課)

【事業主体】	県道路環境課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
バリアフリー安全対策費	11箇所	353,000	

(ウ) 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく対策

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーに配慮した道路整備を促進します。

(県福祉政策課)

ウ 県警察

高齢者の歩行者・自転車に関係する人身事故が交差点内で多数発生していることから、交差点内での事故防止対策として、信号機の歩車分離化やバリアフリー化を実施します。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
信号機の歩車分離化	2基	19,791	
信号機のバリアフリー化	14基	(17,667)	

(3) 通学路等における安全対策

ア 通学路の安全対策

通学児童等の交通安全を確保するため、市町村、県警察をはじめとする関係機関や学校関係者、保護者等の協力を得て実施した「通学路安全総点検」を基に適切な通学路の安全対策を進めます。

(県道路街路課、県道路環境課)

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
道路改築費		72 箇所	2,990,500
社会資本整備総合交付金（改築）事業費		49 箇所	3,516,103（1,807,196）
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費		20 箇所	1,166,000（531,750）
自転車歩行者道整備費		66 箇所	1,516,600
交差点整備費		24 箇所	431,000
交通安全施設整備事業費		35 箇所	689,000（323,800）
【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費		県内全域	4,231,998

イ 未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策

「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において令和元年6月18日に決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえ、保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するための「キッズ・ゾーン」の設定等を市町村と連携して適切に進めます。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県子ども支援課、道路街路課、警察本部交通規制課)

ウ 子供の命を守る通学路の緊急対策

令和3年10月に、通学路安全総点検の実施結果を踏まえた「第5期埼玉県通学路整備計画」を策定しました。「第5期埼玉県通学路整備計画」に位置付けた県管理道路の対策箇所869箇所のうち、令和7年度は57箇所においてガードレール等による早期に効果が発現できる安全対策を推進します。

(県道路環境課、県道路街路課)

【事業主体】	県道路環境課、県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
子供の命を守る通学路緊急対策費		57 箇所	79,000

エ 通学路グリーンスポット整備の推進

横断者が安全に待機し、道路を渡れるよう、ガードレールなどの安全施設を設置し、合わせて、カラー舗装や路面表示などにより「通学路グリーンスポット」を整備します。

児童・生徒の横断者数、信号機の設置状況などを踏まえ、優先整備箇所を選定し、令和8年度までに20所を完成させます。
(県道路街路課)

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
自転車歩行者道整備費		20 箇所	200,000

(4) 歩行者等支援情報通信システム(高度化 PICS)の整備等の推進

スマートフォン等の Bluetooth を活用して、歩行者用信号の情報を送信するなど、歩行者等支援情報通信システム（以下「高度化 PICS（Pedestrian Information and Communication Systems）」という。）の整備を推進して、高齢者、障害者等の安全な移動を支援します。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
高度化 PICS の整備		1 基	1,830 (915)

2 道路ネットワークの整備と生活道路との機能分化

ア 国道改築

交通安全対策の抜本的対策として、上尾道路等のバイパス整備、南北方向を強化する新大宮上尾道路などの道路整備を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所)

【事業主体】	関東地方整備局大宮国道事務所	
	施工箇所	事業費（千円）
	上尾道路	155,000
	上尾道路（Ⅱ期）	3,800,000
	本庄道路	2,450,000
	本庄道路（Ⅱ期）	450,000
	新大宮上尾道路（与野～上尾南）	3,551,000
	新大宮バイパス	195,000
	与野大宮道路	10,000
	上武道路	40,000
	新宿町三丁目局所渋滞対策	20,000
【事業主体】	関東地方整備局北首都国道事務所	
	施工箇所	事業費（千円）
	東埼玉道路（延伸）	1,800,000
	東埼玉道路（八潮～松伏）	2,000,000

イ 幹線道路網の整備等

県内各地域間や県外との交流を促進する安全で円滑な道路交通を確保し、交通安全の向上を図ります。

このため、高速道路や地域高規格道路の整備、国道や主要な県道のバイパス整備や4車線化、東西方向の道路の強化、スマートインターチェンジの整備促進やインターチェンジにアクセスする道路の整備など、体系的な道路網の整備を進めるとともに、交差点の改良・立体化など、総合的な交通渋滞対策を推進します。

（県道路街路課）

【事業主体】	県道路街路課	
	事業内容	事業費（千円）
	道路改築費（一般国道 254 号ほか 71 箇所）【再掲】	2,990,500
	道路改築事業費（一般国道 140 号ほか 7 箇所）	2,462,500（1,131,225）
	社会資本整備総合交付金（改築）事業費 （一般国道 125 号ほか 48 箇所）【再掲】	3,516,103（1,807,196）
	街路整備費（都市計画道路放射 7 号線ほか 29 箇所）	2,762,619

街路改良事業費 (都市計画道路放射7号線ほか12箇所)	1,894,840 (877,976)
社会資本整備総合交付金(街路)事業費 (都市計画道路草加三郷線ほか6箇所)	632,000 (328,500)
連続立体交差事業費(県単)(東武伊勢崎線・野田線)	80,000
連続立体交差事業費(公共)(東武伊勢崎線・野田線)	2,703,587(1,272,487)

ウ 土地区画整理事業による区画道路等整備

土地区画整理事業により、幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行います。

(縣市街地整備課)

【事業主体】	縣市街地整備課	
施行地区	事業規模(地区数)	事業費(千円)
八潮市八潮南部西地区等	6地区	2,117,483(1,234,733)

3 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

安全な道路交通環境実現のために、幹線道路における交通事故対策については、「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」を推進し、より効果の高い対策を実施します。

事故危険箇所等の事故の危険性が高い区間について、交通事故データや道路診断などの交通事故分析に基づき、道路照明灯や視線誘導標の整備等、交通安全施設の重点的整備を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課、警察本部交通規制課)

(2) 事故危険箇所対策の推進

事故の発生割合の高い幹線道路の区間等を事故危険箇所に指定し、公安委員会と道路管理者が連携して事故抑止対策を実施します。事故危険箇所においては、歩道等の整備、防護柵、区画線の設置、視線誘導標の設置等の対策を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路街路課、道路環境課、警察本部交通規制課)

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費【再掲】		5箇所	209,000（94,050）
交通安全施設整備事業費【再掲】		5箇所	55,000（24,750）
交差点整備費【再掲】		24箇所	431,000
【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費【再掲】		県内全域	4,231,998

(3) 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案し、速度規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図ります。

（警察本部交通規制課）

(4) 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

（関東地方整備局大宮国道事務所、県道路環境課、警察本部交通総務課、交通規制課）

【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費【再掲】		県内全域	4,231,998

(5) 高速自動車国道等における交通安全対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図ります。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所）

【事業主体】	関東地方整備局大宮国道事務所		
施工箇所		事業費（千円）	
上尾道路【再掲】		155,000	

上尾道路（Ⅱ期）【再掲】	3,800,000
本庄道路【再掲】	2,450,000
本庄道路（Ⅱ期）【再掲】	450,000
新大宮上尾道路（与野～上尾南）【再掲】	3,551,000
新大宮バイパス【再掲】	195,000
与野大宮道路【再掲】	10,000
上武道路【再掲】	40,000
新宿町三丁目局所渋滞対策【再掲】	20,000
【事業主体】	関東地方整備局北首都国道事務所
施工箇所	事業費（千円）
東埼玉道路（延伸）【再掲】	1,800,000
東埼玉道路（八潮～松伏）【再掲】	2,000,000

(6) 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車車線、自転車の通行位置の明示など道路交通の安全に寄与する道路事業を推進します。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路街路課、県道路環境課）

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
交通安全施設整備事業費【再掲】		35箇所	689,000（323,800）
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費【再掲】		20箇所	1,166,000（531,750）
自転車歩行者道整備費		66箇所	1,516,600
交差点整備費【再掲】		24箇所	431,000
【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
自転車通行環境整備費		8箇所	151,000

(7) 高度道路交通システム(ITS)の推進等による安全で快適な道路交通環境の実現

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御を行うため、交通管制システムの充実・改良を図ります。具体的には、交通管制システム中央装置の端末対応装

置化を図るほか、高度化光ビーコン等最先端の情報通信技術を用いて新交通管理システム（以下「UTMS (Universal Traffic Management Systems)」という。）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、安全で快適な道路環境の充実を図ります。

（関東総合通信局、警察本部交通規制課）

【事業主体】	警察本部交通規制課	
事業内容	事業費（千円）	
交通管制センター	253,788(212,852.5)	

4 自転車利用環境の総合的整備

ア 地方行政機関（国）

直轄国道に関係する市町村が策定する自転車ネットワーク計画等のうち優先度の高い区間において、自転車通行空間の整備を推進します。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所）

イ 県

（ア） 県内市町村を対象とした技術的支援等

埼玉県自転車活用推進計画に基づき、県内市町村における自転車活用推進計画の策定（自転車ネットワーク計画を含む）を促進します。

（県県土整備政策課）

（イ） 自転車通行空間の整備

自転車活用推進計画に基づき、自転車交通量や市町村の自転車通行空間のネットワークを考慮し、既存の道路幅員を活用した自転車通行空間の整備を推進します。

（県道路環境課）

【事業主体】	県道路環境課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
自転車通行環境整備費【再掲】	8箇所	151,000	

（ウ） 放置自転車クリーンキャンペーン事業

放置自転車の解消を図るため、放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
ポスター等配布による啓発	1,100 枚	155

(エ) 放置自転車実態調査

駅前放置自転車の実態を把握するため、駐輪場の整備状況、放置自転車台数などの調査を実施します。（隔年度実施。今年度実施。）

（県防犯・交通安全課）

(オ) 駅周辺等の自転車駐輪場の整備

市町村が行う駐輪場整備に対する国の補助金や交付金の活用について支援を行い、駐輪場の整備促進を図ります。

（県市街地整備課）

5 地域公共交通の確保・充実

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な地域公共交通の確保・充実を図る取組を推進します。

（県交通政策課）

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容	事業費（千円）	
スマート技術を活用したDXやコンパクト＋ネットワークによる交通再編に取り組む市町村や交通事業者への補助	50,000	

6 交通安全施設等の整備と戦略的な維持管理等

(1) 交通安全施設等整備事業の推進

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、道路管理者及び公安委員会が連携し、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路街路課）

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
交通安全施設整備事業費【再掲】	35 箇所	689,000（323,800）	
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費【再掲】	20 箇所	1,166,000（531,750）	
自転車歩行者道整備費【再掲】	66 箇所	1,516,600	
交差点整備事業費【再掲】	24 箇所	431,000	

イ 交差点の整備

県内の交通事故の約半数が交差点及び交差点付近で発生していること、また右折帯のない交差点は交通渋滞の大きな要因となっていることから、右折帯を設置する等の交差点整備を重点的に実施します。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路街路課）

【事業主体】	県道路街路課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
交通安全施設整備事業費【再掲】	5 箇所	55,000（30,250）	
社会資本整備総合交付金（交通安全）事業費【再掲】	5 箇所	209,000（114,950）	
交差点整備費【再掲】	24 箇所	431,000	

ウ 信号機の整備

信号機については、設置しようとする箇所の交通量、交通事故発生状況、道路形状や道路構造面等について調査を行い、必要性の高い箇所に設置します。既設の信号機については、耐用年数が経過した信号機の更新を推進するとともに、交差点における交通事故防止を図るため、信号機の歩車分離化等、高度化改良を実施するほか、交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下したりしたものは、見直しを検討します。

また、高齢者等交通弱者の安全を図るため、バリアフリー対応型信号機の整備や信号灯器のLED化の導入を推進します。

（警察本部交通規制課）

【事業主体】	警察本部交通規制課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
信号機整備（新設）	26 箇所	857,685（853,431）	

信号機整備（改良）	398 箇所	
信号機の歩車分離化【再掲】	2 基	19,791（17,667）
信号機のバリアフリー化【再掲】	14 基	
信号灯器の LED 化	4,380 灯	1,426,280（1,259,140）

エ 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、保守点検の徹底による、「見やすく、分かりやすい」高輝度標識等の整備・維持管理を推進するとともに道路環境に即した道路標識等の整理統合を図ります。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課、警察本部交通規制課）

【事業主体】	県道路環境課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費【再掲】	県内全域	4,231,998
【事業主体】	警察本部交通規制課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
道路標識	6,073 本	596,194(571,284)
道路標示		355,414(262,047)

(2) 交通安全施設等の戦略的維持管理

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成 27 年に県において策定された「県有資産総合管理方針」等に即して、点検結果に基づく計画的な老朽施設の更新、不要な施設の撤去等を推進し、維持管理費の削減等を図ります。

（警察本部交通規制課）

【事業主体】	警察本部交通規制課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
老朽化施設の撤去	153 基	29,877

(3) 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、道路利用者等が日常感じている意見を「標識 BOX・信号機 BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識等に関する意見を受け付けるもの）、「道路損傷通報サービス」（道路の損傷をスマートフォンやパソコンで通報でき

るサービス）や「道の相談室」等を活用して道路交通環境の整備に反映します。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みをつくり、行政と住民の連携による交通安全対策を推進します。

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課、警察本部交通規制課）

（4）横断歩行者優先の前提となる施設の適正な維持管理

横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行います。

（警察本部交通規制課）

【事業主体】	警察本部交通規制課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
横断歩道の補修	3,250 本	271,262（199,639）

（5）道路交通環境安全推進連絡会議の活用

関係機関との緊密な連携の下、安全な道路交通環境の整備を推進し、県内の交通事故防止を図るために設置された「埼玉県道路交通環境安全推進連絡会議」を通じ、道路管理者と交通管理者が一体となった交通事故防止対策を推進します。

（関東地方整備局大宮国道事務所、県防犯・交通安全課、道路環境課、警察本部交通規制課）

7 歩行者空間のバリアフリー化

ア 地方行政機関（国）

市町村の交通バリアフリー基本構想や特定経路等の優先度の高い区間において、既設歩道の段差解消や勾配の改善等歩行空間のバリアフリー化を推進します。【再掲】

（関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所）

イ 県

（ア）駅のバリアフリー化に対する補助【再掲】

年齢や障害の有無にかかわらず誰もが快適に安心して駅を利用できるよう、駅における障害者対応型トイレ等の整備に対して補助を実施します。

（県交通政策課）

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容		事業費（千円）
障害者対応型トイレ等の整備に対する補助		73,400

(イ) 段差の改善等の推進【再掲】

段差の改善など既設歩道のバリアフリー化を推進します。

(県道路環境課)

【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
バリアフリー安全対策費【再掲】		11箇所	353,000

(ウ) 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく対策【再掲】

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーに配慮した道路整備を促進します。

(県福祉政策課)

ウ 県警察

高齢者、障害者等を中心とする全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、バリアフリーに対応するよう信号機の改良に務めるほか、道路標識の高輝度化を推進し、安全かつ安心な歩行空間を整備します。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
信号機の歩車分離化【再掲】		2基	19,791(17,667)
信号機のバリアフリー化【再掲】		14基	

8 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、電柱の倒壊による災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点や無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を図ります。

(関東地方整備局大宮国道事務所、県道路環境課、道路街路課)

【事業主体】	県道路環境課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
道路構造物維持事業費		5箇所	289,200（130,140）
電線地中化（道路）整備費		16箇所	314,100
【事業主体】	県道路街路課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
交通安全施設整備事業費【再掲】		5箇所	66,000（36,300）
街路整備費【再掲】		11箇所	1,611,095
街路改良事業費【再掲】		13箇所	1,524,840（702,546）

9 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の交通実態等を踏まえた交通規制

主として通過交通に利用される道路については、最高速度規制、駐車・駐停車禁止、指定方向外進行禁止等、交通流を整序化するための交通規制を実施します。

また、主として地域交通に利用される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等により通過交通を抑制するとともにゾーン30プラスの指定をするなど、良好な生活環境を維持するための交通規制を実施します。

さらに、主として歩行者及び自転車利用者が利用する道路については、歩行者用道路や車両通行止め等、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を実施します。

（警察本部交通規制課）

(2) 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図ります。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制等を推進します。

（警察本部交通規制課）

(3) 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、最高速度規制、駐車・駐停車禁止及び追越しの

ための右側部分はみ出し通行禁止規制等について必要に応じた交通規制及び規制見直しを行うなど、その適正化を図ります。

(警察本部交通規制課)

(4) 高速道路における交通規制

供用予定の高速道路等については、その計画段階から当該道路の構造、一般道路との取付け位置、方法、逆走防止対策、歩行者等の立入対策等について、道路管理者と十分協議し、道路線形の改良、交通安全施設の整備等交通管理上必要な対策の申入れを行うなど先行対策を推進します。

既に使用中の高速道路等については、交通事故の発生状況や逆走事案、歩行者等の立入り事案の状況を詳細に分析し、死亡事故等の重大事故発生地点や事故多発地点、インターチェンジ入口や車線合流部等の現地点検を道路管理者と共同で実施し、道路構造の改良、交通安全施設の整備等必要な対策の申入れを行い、交通事故危険箇所の安全対策を推進します。

(警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊)

(5) 効果的な交通規制の推進

交通事故が多発する地域、路線においては、最高速度規制をはじめとする交通規制を適切に実施します。また、その後の道路交通環境の変化等に応じた交通規制や規制の見直しなどの合理的な交通規制を推進します。

(警察本部交通規制課)

(6) 交通規制情報の質の向上等の推進

公安委員会が行う交通規制情報のデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行います。

(警察本部交通規制課)

10 高度道路交通システム(ITS)の活用

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用して UTMS の整備を行うことにより高度道路交通システム(以下「ITS (Intelligent Transport Systems)」という。)を推進します。

(関東総合通信局、関東地方整備局大宮国道事務所、警察本部交通規制課)

11 交通需要マネジメントの推進

(1) 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、効率的な物資の輸送を進めます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(2) 公共交通機関の利用の促進

ア 地方行政機関（国）

重要な役割を担うバスの円滑な運行を図り、利便性の向上等を促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

イ 県

誰もが安心してバスや鉄道等の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入促進、駅のエレベーター設置等により利便性の向上を進め、利用者の安全を確保することで、自動車から公共交通への利用転換を推進します。

(県交通政策課)

【事業主体】	県交通政策課	
	事業内容	事業費（千円）
	ノンステップバスを導入する事業者を補助する市町村への補助	9,675

12 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

ア 橋梁の耐震化等の推進

地震、豪雨・豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、豪雨災害や地震等の大規模災害発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路の機能を確保するため橋梁の耐震化等を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課)

【事業主体】	県道路環境課		
	事業内容	事業規模	事業費（千円）
	橋りょう修繕費	41箇所	11,168,000

道路法第37条に基づく道路の占用を制限している区域は、以下のとおりです。

(ア) 国土交通省管理道路

	路線名	備 考
1	一般国道4号	草加市谷塚地先～久喜市栗橋北地先
2	一般国道16号	入間市大字二本木地先～春日部市大字西金野井地先
3	一般国道17号	東京都板橋区舟渡地先～児玉郡上里町大字勅使河原地先
4	一般国道254号	川越市新宿町地先～同市大字大仙波地先
5	一般国道298号	和光市新倉地先～三郷市高州地先

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所)

(イ) 県管理道路

	路線数	備 考
1	一般国道122号ほか12路線	第1次特定緊急輸送道路
2	一般国道140号ほか42路線	第1次緊急輸送道路
3	県道さいたま春日部線ほか115路線	第2次緊急輸送道路

(県道路環境課)

(2) 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨・豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進します。

(県道路環境課)

【事業主体】	県道路環境課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費【再掲】	県内全域	4,231,998

(3) 広域交通管制システムの推進

オンライン接続により交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に送信し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進します。

(警察本部交通規制課)

(4) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御等により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報をカーナビゲーションや交通情報板等により提供します。

(警察本部交通規制課)

(5) 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視用カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、ICTを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

また、災害発生時には、車両の通行止め等必要な交通規制を行うとともに、迂回誘導、道路交通に関する情報の提供等の措置を行います。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、熊谷地方気象台、県道路環境課、警察本部交通規制課)

13 総合的な駐車対策の推進

ア 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用

道路環境、交通量、駐車需要等の変化に対応したきめ細かな駐車規制の見直しを引き続き推進します。

駐車規制の除外対象となる車両に掲出するための標章の交付等については、関係者の意見も踏まえつつ、適切な運用を図ります。

(警察本部交通規制課)

イ 効果的な違法駐車取締りの推進

(ア) 重点を指向した取締りの推進

県下27警察署において公表している駐車監視員活動ガイドラインに基づき、重点的に巡回する地域、路線における、駐車監視員による放置駐車車両の確認、標章の取り付け事務を行うとともに、警察官による放置駐車車両の取締りを推進します。また、違法駐車の実態を反映させるため、駐車監視員活動ガイドライン等の定期的な見直し

を行います。

(警察本部交通指導課)

【事業主体】	警察本部交通指導課	
	事業内容	事業費（千円）
	放置駐車違反取締強化対策経費	716,870

(イ) 交通の危険を生じさせる放置駐車車両の早期排除

道路における交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、著しい障害を生じさせる放置駐車車両は、レッカーによる移動措置を講じて、放置駐車車両を早期に排除します。

(警察本部交通指導課)

【事業主体】	警察本部交通指導課	
	事業内容	事業費（千円）
	放置駐車違反取締強化対策経費	304

(ウ) 放置車両の使用者に対する責任の追及

運転者の責任を追及できない放置駐車車両については、その使用者に対し放置違反金納付命令及び車両の使用制限命令を行い、使用者としての責任を追及します。

(警察本部交通指導課)

【事業主体】	警察本部交通指導課	
	事業内容	事業費（千円）
	放置駐車違反取締強化対策経費	30,348

(エ) 放置違反金の収納事務委託

放置違反金の収納事務委託（コンビニ及びキャッシュレス収納）を行い、更なる放置違反金の未収金削減を図ります。

(警察本部交通指導課)

【事業主体】	警察本部交通指導課	
	事業内容	事業費（千円）
	放置駐車違反取締強化対策経費	3,432

ウ 駐車場整備の促進

駐車施設等の整備については、駐車場整備に関する調査の実施及び自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を促進します。

(県都市計画課)

エ 保管場所の確保

(ア) 保管場所の確保及び格納の徹底

交通渋滞や交通事故の原因、緊急自動車の活動の阻害要因となっている道路の車庫代わり駐車を防止するため、広報活動、取締りを推進するとともに保管場所管理システムを活用した自動車保管場所証明制度の適正な運用及び軽自動車の保管場所に係る届出義務等の周知徹底を図り、安全で快適な道路環境の確保を促進します。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課	
	事業内容	事業費（千円）
	保管場所の調査委託等	553,439

(イ) 自動車販売業界に対する指導

自動車の販売等に際しては、適正な保管場所が確保されるよう、自動車販売業界を指導します。

(警察本部交通総務課、交通指導課、交通規制課)

オ 既存駐車施設等の活用促進

無秩序な路上駐車を防止するため、道路状況や駐車実態を踏まえ、短時間駐車的需求に対応するため、パーキング・メーター等の適正な運用を図ります。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課	
	事業内容	事業費（千円）
	パーキング・メーター等の運用	24,554

カ 違法駐車防止気運の醸成・高揚

(ア) 違法駐車防止気運の醸成

違法駐車の排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報活動を積極的に推進するとともに、地域交通安全活動推進委員の活動の活性化等、関係機関・団体等との緊密な連携を図り、違法駐車防止気運を高めます。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

(イ) 各種講習における広報指導

運転免許証更新時講習、各事業所での交通安全講習等、各種講習の機会をとらえて、違法駐車危険性、迷惑性に関する講習を行い、違法駐車防止を図ります。

(警察本部交通総務課、運転免許課)

キ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

(ア) 大規模小売店舗立地法に基づく駐車場の整備

大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全の問題に対して、大規模小売店舗立地法に基づき、適正な計画となるよう建物設置者に配慮を求め、必要台数分の駐車場を確保します。

(県商業・サービス産業支援課)

(イ) 駐車規制の見直し

荷下ろし等のためのトラックの駐車場所の確保や自動二輪車等の駐車場所の不足等を考慮し、周辺の交通環境や地域の意見要望を十分に踏まえ駐車規制の見直しを実施します。

(警察本部交通規制課)

14 道路交通情報の充実

(1) 交通管制システムの充実・高度化

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICS(以下「VICS(Vehicle Information and Communication System)」という。)やETC2.0(以下「ETC(Electronic Toll Collection System)」という。)の整備・拡充を積極的に推進します。

また、多様化する道路利用者のニーズに応じて、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進します。

(関東総合通信局、警察本部交通規制課)

(2) 自動運転の実用化に資する交通環境の構築

自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通情報収集提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進します。

(警察本部交通規制課)

(3) 分かりやすい道路交通環境の確保

交通規制の実効性を担保するため、視認性・耐久性に優れた道路標識等の整備を推進するほか、英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努めます。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近においてルート番号等を用いた案内標識の設置等を行うことにより、系統的で誰にも分かりやすい案内標識の整備を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課、警察本部交通規制課)

【事業主体】	県道路環境課	
事業内容	事業規模	事業費（千円）
道路安全施設費【再掲】	県内全域	4,231,998

15 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路占用及び道路使用の適正化

ア 道路占用許可の適正化

工作物の設置のための道路占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課)

イ 道路使用許可の適正化

道路使用許可に当たっては、道路本来の機能を確保するため、許可条件履行の確認等を徹底し、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可の適正化を図ります。

(警察本部交通規制課)

ウ 埼玉県交通安全活動推進センターに対する指導強化

道路における危険の防止及び交通の安全と円滑を図るため、道路使用許可に関する調査等の埼玉県交通安全活動推進センターが行う事務について指導、監督を強化し、道路

使用の適正化を図ります。

(警察本部交通規制課)

【事業主体】	警察本部交通規制課	
事業内容		事業費（千円）
道路使用許可条件に関する履行確認の委託業務等		61,302

(2) 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故を防止するため、関係機関と連携して「道の駅」等の休憩施設の整備を推進します。

(関東地方整備局大宮国道事務所、県道路環境課)

(3) 子供の遊び場等の確保

ア 公園等施設整備

緑豊かな安らぎのある都市環境づくりを促進し、児童を交通事故から守る安全な遊び場を確保します。

(県公園スタジアム課)

【事業主体】	県公園スタジアム課		
事業内容		事業規模	事業費（千円）
都市公園の整備		1箇所	200,000(100,000)

※ 事業費は、公園建設のための用地費や施設整備費及び公園施設改修工事費の総額。

イ 県立学校体育施設開放事業

県立学校体育館施設の開放を推進し、スポーツを行う場を確保します。

(教育局保健体育課)

【事業主体】	教育局保健体育課	
事業規模		事業費（千円）
172校開放		7,822

(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図ります。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、県道路環境課)

(5) 道路法非適用道路に係る交通安全施設の整備

ア 水と緑に親しむみち管理事業

緑のヘルシーロードを見沼代用水路沿いに、水と緑のふれあいロードを騎西領・中島用水路沿いにそれぞれサイクリング、ジョギング、散策等多目的に利用できる道路として整備し、多くの県民に利用されています。これらの利用者の安全な通行を図るために道路補修、安全施設及び標識等の設置等維持管理を行います。

(県農村整備課)

【事業主体】	県農村整備課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
道路補修、安全施設の設置等	2路線	4,000	

イ 農道整備事業

農産物、生産資材の輸送を主体とする基幹的農道に架かる橋梁について、地震発生時の安全確保と機能維持のため、耐震補強を実施します。併せて、老朽化した安全施設等の修繕を行い、農村環境の整備改善を図ります。

(県農村整備課)

【事業主体】	県農村整備課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
橋梁補修、防護柵の設置等	道路保全1路線	36,750 (9,625)	

ウ 県営森林管理道事業

森林管理道の安全な通行を推進するため、防護柵等を設置します。

(県森づくり課)

【事業主体】	県森づくり課		
事業内容	事業費（千円）		
防護柵等の設置	14,501		

エ 補助営森林管理道事業（市町村管理）

（県森づくり課）

【事業主体】	県森づくり課	
事業内容	事業費（千円）	
防護柵等の設置	20,000	

(6) 交通公害の防止

ア エコドライブの普及啓発等

大気環境の改善と地球温暖化防止を図るため、自動車使用削減による地球温暖化対策とエコドライブの普及啓発を推進します。

（関東運輸局埼玉運輸支局、県大気環境課）

【事業主体】	県大気環境課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
講習会の実施等	15回	2,459	

イ ディーゼル車運行規制等の徹底

ディーゼル車運行規制やアイドリング・ストップの徹底を図ります。

（県大気環境課）

【事業主体】	県大気環境課		
事業内容	事業規模	事業費（千円）	
運行車両検査等	9回	4,370	

第2章 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底

(1) 幼児に対する交通安全教育

ア 幼稚園、保育所等関係機関・団体との協力による交通安全教育

生涯教育の第一歩として、身近な生活における交通安全に必要な基礎的習慣や行動を身に付けさせるため、幼稚園、保育所等、関係機関・団体との協力により、日常の生活をはじめ、あらゆる機会を捉え、各種交通安全教育資機材等を活用した交通安全教育を推進します。

(県学事課、防犯・交通安全課、こども支援課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

イ 新入学園児の交通事故防止運動

交通ルールに不慣れな新入学園児を交通事故から守るため、新入学園児を対象とした交通事故防止運動を実施します。

(警察本部交通総務課)

(2) 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達の段階や地域の実情に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力をして、体育科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味と必要性等について重点的に交通安全教育を実施します。

(県学事課、防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

ア 参加・体験・実践型の交通安全教育

児童は、心身の発達が目覚ましく、発達の段階に応じて、学年毎に、模擬信号機等を活用して、歩行者としての安全な通行方法、自転車の正しい乗り方等について重点的に指導するとともに、こども自転車運転免許制度の推進など、体験的・実践的な交通安全教育を実施します。

(教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

イ 交通ボランティアによる通学時の安全な通行の指導

交通ボランティアによる街頭における立哨活動等を通じて、登下校時などの児童に対して交通安全指導を実施します。

(県防犯・交通安全課)

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車 safely 利用するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、保健体育科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を中心として、歩行者の心得、自転車の安全利用、自動車等の特性、標識等の意味について、模擬交通事故見学の活用等により、事故の恐ろしさを体験させるなど、体験的・実践的な交通安全教育を実施します。埼玉県安全教育研究協議会と連携を図り、交通事故防止を推進します。

(県学事課、防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

ア 自転車マナーアップ推進校等の指定

自転車マナーアップ推進校等として各警察署管内の中学校を1校以上指定し、指定された学校の生徒の自主的な交通安全活動や学校ぐるみで行う自転車事故防止活動の推進を図っていくことで、交通安全意識の高揚を図ります。

(警察本部交通総務課、教育局保健体育課)

【事業主体】	警察本部交通総務課	
事業規模		事業費(千円)
39校(各警察署1校以上)		8(中・高合算)

イ 交通ボランティアによる通学時の安全な通行の指導

交通ボランティアによる街頭における立哨活動等を通じて、登下校時などの生徒に対して交通安全指導を実施します。

(県防犯・交通安全課)

(4) 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車 safely 利用するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員

として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

家庭及び関係機関・団体等と連携、協力しながら、保健体育科、総合的な探究の時間、特別活動等を中心として、自転車の安全利用、自動車等の特性について、衝突実験車の活用等により、事故の恐ろしさを体験させるなど、体験的・実践的な交通安全教育を実施します。スマートフォンの活用頻度が増えることで、歩きスマホなどによる路上での交通事故を防止するための啓発チラシなど指導用参考資料の配布や研修会、関係機関・団体からの指導者派遣・情報提供等の支援を実施します。

高等学校安全教育研究会と連携し、安全教育指導資料（埼玉県教育委員会作成）の活用等により、危険予測や回避する能力を高め、交通事故防止を徹底します。

（県学事課、防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課）

ア 埼玉県高校生自転車安全教育プログラム

（ア）埼玉県高校1年生自転車安全運転講習会

自転車事故死傷者数が最多となる高校1年生を対象に、各実施校の教職員等が指導者となる自転車安全運転講習会を実施することで、高校生の自転車事故防止を図ります。

（教育局保健体育課、警察本部交通総務課）

（イ）自転車安全運転推進講習会の開催

高校生の自転車交通事故の防止を推進するため、推進講習を受講した高校生自らが講師役となり、自校生徒に対して自転車運転に関するマナーアップのための講習会を実施するほか、各学校の自転車安全利用指導員の活用により、高校生の交通安全意識の向上を図ります。

（教育局保健体育課）

【事業主体】	教育局保健体育課	
事業規模		事業費（千円）
地区別講習会（137校）		3,008

イ 自転車マナーアップ推進校等の指定

自転車マナーアップ推進校等として各警察署管内の高等学校を1校以上指定し、指定された学校の生徒の自主的な交通安全活動や学校ぐるみで行う自転車事故防止活動の推

進を図っていくことで、交通安全意識の高揚を図ります。

(警察本部交通総務課、教育局保健体育課)

【事業主体】	警察本部交通総務課	
事業規模	事業費（千円）	
39校（各警察署1校以上）	8（中・高合算）	

ウ 自動二輪車等の交通安全講習

自動二輪車等の運転免許を所有している高校生及び運転免許を取得しようとする高校生に対し、交通安全意識を啓発し、交通社会の一員となる自覚や資質向上を図り、必要な知識及び技能を取得させるため、交通安全講習を実施します。

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課、交通機動隊)

(5) 成人等に対する交通安全教育

ア 若者に対する交通安全教育

10代から30代の若者に交通社会の一員としての社会的責任を自覚させ、安全マインドの向上を図るため、各種交通安全運動等の社会活動に積極的に参加してもらうことにより、交通安全に注意を向けてもらうとともに、自主的な交通安全活動を促進します。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

イ 成人に対する交通安全教育

(ア) 運転者に対する交通安全教育

社会的責任を自覚した運転者を育成するため、地域、職場における講習会の開催や関係機関・団体の諸活動を通じての運転者教育を積極的に実施します。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

(イ) 雇用者等に対する交通安全教育の推進

職場における交通安全教育の中で、雇用者等が従業員に行うものが効果的であることから、安全運転管理者等に対する法定講習のほか、交通安全推進事業所協会等関係団体が行う講習会活動に対し必要な助言と支援を行います。

また、自転車を利用した宅配サービス等の利用が浸透する中、自転車配達員等に対する交通安全教育を行うことが必要であることから、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや、交通安全講習会への助言や支援を行います。

(警察本部交通総務課)

(ウ) 歩行者・自転車利用者に対する交通安全教育の推進

交通社会の一員として、当然守るべきルールの周知を図るため、関係機関・団体と連携して交通安全教育や街頭活動を通じて安全指導を積極的に実施します。

また、被害軽減対策として、自転車用ヘルメットの着用促進及び夜間における視認性向上を目的とした反射材の着用促進を図ります。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

(6) 高齢者に対する交通安全教育

ア お達者訪問フォローアップ大作戦（高齢者世帯訪問事業）

民生委員及び交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通安全についての啓発活動を実施します。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
事業規模		事業費（千円）
約 45 万世帯		630

イ 公民館の講座等における交通安全教室の開催

公民館の講座等における交通安全教室の積極的な開催を促し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

(県防犯・交通安全課)

ウ 老人福祉センター等及び地域包括支援センターにおける交通安全アドバイス制度

高齢者の交通事故を防止するため、施設を利用する高齢者に対して施設職員等がワンポイントアドバイスを実施し、機会を捉えた交通安全意識の啓発を図ります。

(県防犯・交通安全課、高齢者福祉課、地域包括ケア課、警察本部交通総務課)

エ 高齢者に配慮した運転者対策の推進

高齢者が被害に遭う交通事故の発生自体の周知、高齢者の行動の特性の理解など、高齢者に配慮した運転意識の普及を図るとともに、高齢者をいたわる安全運転への自主的な気運と思いやりのあるドライバーを醸成する対策を推進します。

(警察本部交通総務課)

オ 高齢者自転車安全講習制度による交通安全教育の推進

65歳以上の高齢者を対象とした自転車に関する講習（安全教育、学科試験）を実施し、講習修了者に「高齢者自転車安全講習修了証」を交付します。

（警察本部交通総務課）

(7) 高齢者を対象とした総合的な交通安全教育

ア 高齢者の特性に応じた交通安全意識の高揚

道路横断中の死亡事故や自動車運転中の操作ミスによる事故の防止を図るため、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、身体機能や認知機能の低下を認識させるなど、安全運転への意識を高めることを目的とした啓発活動を実施します。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	高齢者を対象とした交通安全教育・啓発	1,514

イ 高齢運転者の運転免許自主返納支援体制の強化

市町村や地域包括支援センター等で受けた運転免許自主返納に関する相談について、助言や個別支援を行います。また、返納後の支援に関する情報を共有するなどのサポートを行うことで、自主返納の促進を図り、高齢運転者が原因となる交通事故の減少を目指します。

（県防犯・交通安全課）

ウ 交通事故を繰り返した高齢運転者に対する交通安全教育の実施

一定期間内に複数回、交通事故を惹起させた高齢者に対して、戸別訪問等を行い、当該事故の状況、対象者の運転特性等を踏まえた交通安全教育等を推進します。

（警察本部交通総務課）

エ 高齢者講習センターにおける体験型機器を活用した交通安全教育の実施

令和6年5月開設の高齢者講習センターに体験型機器を導入し、高齢者の事故の割合が多い歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、記憶に定着し易い体験型機器を活用し、交通ルールや正しい横断方法、自転車乗用中の注意点などを学べる交通安全教育を行う。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	埼玉県交通安全体験学習施設における交通安全教育の実施	17,946

(8) 高齢者保護ネットワークの推進

タクシーやトラック、新聞販売店等の従業員が、認知症等により路上を徘徊している高齢者を発見した際に、保護措置等を実施する協力体制を推進することで、高齢者の交通事故防止を図ります。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

(9) 障害者に対する交通安全教育

障害者に対する交通安全教育については、字幕入りビデオ等の活用や地域における福祉活動の場を利用するとともに、可能な限り、模擬信号機等を活用して、歩行者としての安全な通行方法について指導する等、障害の種類や程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。

（県防犯・交通安全課、障害者福祉推進課、警察本部交通総務課）

(10) 外国人に対する交通安全教育

ア 外国人に対する交通安全講習会の実施

本県に居住・就業する外国人に対して交通安全講習会を実施するとともに、「交通安全教育テキスト～外国人向け（9か国語）」等の資料を配付し、交通事故防止についての意識を啓発します。

（警察本部交通総務課）

イ 外国人の運転免許切替えにおける適切な対応

運転免許センターにおいて、外国免許から日本免許への切替え申請に当たり、受験者の利便性向上を図るため、導入済みの日本語を含む英語、中国語、ポルトガル語等12か国語に加え、韓国語、インドネシア語、クメール語等9か国語の知識確認問題を順次作成し、外国人の運転免許試験に対する適切な対応を実施します。

（警察本部運転免許試験課）

ウ 外国語による学科試験実施へ向けての取組

運転免許センターにおいて、外国人の運転免許取得に関する利便性向上を図るため、導入済みの日本語を含む英語、中国語、ポルトガル語等5か国語に加え、韓国語、インドネシア語、クメール語等16か国語の学科試験を順次導入し、外国人の運転免許試験に係る適切な対応を推進します。

(警察本部運転免許試験課)

エ 外国人向け生活ガイドによる情報提供

「埼玉県外国人の生活ガイド」(日本語のほか、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語)の中で、交通ルール、交通事故が発生した場合の対処の仕方や、交通事故相談の情報提供を行います。

このガイドは埼玉県ホームページに掲載し、市町村等に周知します。

(県国際課)

【事業主体】	県国際課	
	事業内容	事業費(千円)
	外国人向け生活ガイドの作成・翻訳	1,578

2 効果的な交通安全教育の推進

ア 学校安全教育指導者研修会の開催

学校安全教育指導者研修会を開催し、各学校における児童生徒の生活を取り巻く生活安全及び交通安全等に関する研修を行い、もって教員の指導力を高め、交通安全指導の徹底を図ります。

(教育局保健体育課)

【事業主体】	教育局保健体育課	
	事業規模	事業費(千円)
	1回	92

イ 交通安全まなび隊活動推進事業

様々な特技や教養をもつ交通安全ボランティアを育成して、交通安全教育を幅広く各年齢層にまで広めていきます。特に、高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化を把握させるメニューを取り入れながら参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交

通安全意識の高揚を図ります。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
事業内容	事業費（千円）	
県民ボランティアの育成	75	

ウ 長寿社会シルバーリーダー活用制度

高齢者を交通安全指導者（シルバーリーダー）として委嘱し、地域での交通安全活動を実施してもらい、高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図ります。

(県防犯・交通安全課)

3 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

ア 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づく交通安全対策

(ア) 自転車安全利用五則を活用した交通ルールの周知

自転車の基本的な交通ルールである「自転車安全利用五則」を活用し、街頭での指導取締り、キャンペーン、広報啓発活動等、あらゆる機会を通じて、自転車の交通ルールの周知に努めます。

※自転車安全利用五則(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

(イ) 自転車の交通マナー向上

関係機関・団体と連携し、自転車の安全利用と自転車用ヘルメットの着用促進を重点とした広報啓発活動を推進するとともに、「自転車マナーアップ推進校の指定」、「サイクルマナーアップ&セーフティ推進企業制度」等を通じ、自転車の交通マナーの向上を図ります。

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

(ウ) 自転車指導警告カードを活用した指導・警告活動等の強化

自転車利用者の交通ルール遵守を徹底するため、街頭での自転車指導警告カードを活用した指導・警告活動を強化するとともに、自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導啓発活動を積極的に推進し、多発傾向にある自転車事故を防止します。

(警察本部交通総務課、交通指導課)

(エ) 自転車用ヘルメットの普及促進

キャンペーン等による自転車用ヘルメットの配布、交通安全教育や各種広報媒体の活用による効果の周知のほか、「かぶる・ひろがる・命を守る みんなでカチッと!!プロジェクト」の参加団体を募集するなど、自転車用ヘルメット普及の広報啓発活動等を実施し、頭部負傷事故の防止及び被害軽減を図り、自転車乗用中の死亡事故を抑止します。

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

(オ) 自転車安全利用指導員活動推進事業

交通安全に関する講話、テキスト配布による研修を年に1回以上実施します。また、ボランティア保険の加入、啓発品の提供等の活動支援を行い、自転車安全利用指導員による啓発活動の推進を図ります。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費(千円)
	研修会の実施及びテキスト・啓発品の作成等	2,757

イ 九都県市合同による自転車安全利用対策

自転車の交通ルールの遵守とマナー向上を図るため、九都県市の共通課題である自転車安全利用対策に九都県市で取り組むことにより、県下市町村での取組を促進します。

※ 九都県市：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費(千円)
	チラシ等の配布	575

ウ 高齢者自転車安全講習制度推進事業

65歳以上の高齢者を対象とした自転車に関する講習（安全教育、学科試験）を実施し、講習修了者に「高齢者自転車安全講習修了証」を交付します。【再掲】

（警察本部交通総務課）

(2) 自転車運転者講習制度の適切な運用

自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

（警察本部交通総務課）

(3) 自転車用ヘルメットの普及促進

キャンペーン等による自転車用ヘルメットの配布、交通安全教育や各種広報媒体の活用による効果の周知など、自転車用ヘルメット普及の広報啓発活動等を実施し、頭部負傷事故の防止及び被害軽減を図り、自転車乗用中の死亡事故を抑止します。

（県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課）

(4) こども自転車運転免許制度の活用

県下39警察署において、小学4年生を中心とした自転車に関する講習（安全講習、学科試験、実技試験）を実施し、学科及び実技試験で基準点以上を取得した者に「こども自転車運転免許証」を交付します。

（教育局保健体育課、警察本部交通総務課）

(5) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

幼児等を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。

具体的には、自転車に同乗する幼児等の安全を確保するため、保護者に対して幼児等の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児等を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

(6) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人

の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用します。

また、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の支援を図るため、損害賠償責任保険などの各種保険への加入を促進します。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、前照灯の点灯の徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

自転車の安全な利用を促進するため、自転車利用者に対し、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動を通じて、規格・基準に適合した自転車を利用し、定期的に自転車整備店において点検整備を受けるよう呼び掛けます。

（関東経済産業局、県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

4 歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機のない横断歩道での交通死亡事故は、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。

さらに、運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

そのほか、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を推進します。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

5 県民総ぐるみの交通安全運動等の推進

ア 各種交通事故防止運動・活動の推進

年間を通じた交通安全県民運動を推進するとともに、春及び秋の全国交通安全運動のほか、夏季、冬季等交通事故が多発する時期をとらえ、運動の重点目標と対象を明確に定め、県民がそれぞれの立場に応じて参加できる幅広い運動を、次のとおり強力に推進します。

運動の種類	実施期間
高齢者を交通事故から守る県民運動 ～きらめき3 ^{トリプルエイチ} H運動の推進～	令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日
新入学(園)児の交通事故防止	令和7年3月1日 ～ 令和7年4月5日
飲酒運転根絶強化月間	令和7年11月1日 ～ 令和7年11月30日
春の全国交通安全運動	令和7年4月6日 ～ 令和7年4月15日
夏の交通事故防止運動	令和7年7月15日 令和7年7月24日
秋の全国交通安全運動	令和7年9月21日 令和7年9月30日
冬の交通事故防止運動	令和7年12月1日 令和7年12月14日

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課
事業内容	事業費（千円）
啓発ポスター作成等	県：940 県警：218

イ 交通功労者等表彰式の実施

「交通安全功労者等表彰式（主催：県警察、県教育委員会、県交通安全対策協議会）」を開催し、交通安全に多大な貢献をした個人・団体や、年間を通じて交通死亡事故がゼロの市町村等を表彰し、交通安全意識のさらなる高揚を図ります。

(県防犯・交通安全課、教育局保健体育課、警察本部交通総務課)

ウ 事故の発生状況に応じた交通安全活動の推進

県内で交通死亡事故が多発した場合、知事が非常事態宣言を発令し、県警察や関係機関と連携して対策を強化します。

さらに、知事が交通死亡事故の多発している市町村を交通事故防止特別対策地域として指定し、被指定市町村や当該地域を管轄する警察署等と協力して、地域の実情に応じた交通事故防止を短期間に集中的に実施します。

また、県警察においても、当該地域を管轄する警察署を交通事故防止最重点警察署に指定し、交通事故防止対策を推進します。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課
事業内容	事業費（千円）
非常事態宣言発令の一斉広報等	1,320

6 その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課、交通指導課）

(1) 飲酒運転の根絶

ア 飲酒運転を許さない社会環境の醸成

飲酒運転を根絶するため、県、市町村をはじめ交通関係機関・団体のほか、安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店等とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

また、県警察では、酒類提供飲食店が加盟する埼玉県鮎商生活衛生同業組合他4組合及び埼玉県交通安全協会と「飲酒運転根絶に関する協定」を締結しているとともに、ハンドルキーパー運動の周知、飲酒の影響、飲酒習慣についての正しい知識の普及など、総合的に飲酒運転防止対策を推進します。

各種交通関係機関・団体や酒類提供業者等を巻き込み、個々の自主的な広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、飲酒運転取締りを強化し、飲酒運転周辺者三罪の捜査を徹底するなど、県下全域による「飲酒運転根絶運動」を展開することにより、飲酒運転を許さない社会環境の醸成を図ります。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課、交通指導課）

イ 飲食店組合等と連携した啓発活動

県警察、市町村、県交通安全対策協議会、飲食店組合と連携し、飲酒運転根絶に向けた街頭活動などを行います。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

(2) 二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用推進

二輪車乗車中の事故時の被害を軽減するため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について周知を図るとともに、関係機関・団体と連携して、被害軽減用品の活用を推進します。

（県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課）

(3) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

ア 夕暮れ時早めのライト点灯の推進

夕暮れ時から夜間の時間帯に多発する事故を防止するため、一年を通して、日没前の時間におけるライト点灯を推進します。普及啓発に当たっては、早めのライト点灯を重点の1つとする「きらめき^{トリプルエイチ} 3 H 運動(※)」による広報・啓発活動を推進します。

※「早めのライト点灯」「反射材の着用」「歩行者保護」の3つの頭文字「H」

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

イ 反射材の普及活動の実施

薄暮時、夜間の交通事故防止のため、交通安全キャンペーン等において、夜間における反射材の有効性の周知を図るとともに、バッグ等に反射材を直接取付ける活動を推進するなど、反射材用品の普及啓発を実施します。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

(4) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施

ア テレビ(テレビ埼玉)による広報

県政広報番組「いまドキッ!埼玉」による広報を実施します。

(広報課)

イ ラジオ(エフエムナックファイブ)による広報

県政広報番組「朝情報★埼玉」による広報を実施します。

(広報課)

ウ 広報紙による広報

「彩の国だより」による広報を実施します。

(広報課)

エ ウェブによる広報

県ホームページ、SNSによる広報を実施します。

(広報課)

オ 交通安全メッセージによる広報

交通安全対策の一層の推進を目的とする知事メッセージを、ボランティア団体である

「交通安全母の会」に寄託するなどし、全 63 市町村に伝達します。交通事故が多発している市町村については、埼玉県交通安全母の会連合会の正副会長が各市町村長に知事メッセージを伝達します。

(県防犯・交通安全課)

カ マスメディアによる広報の推進

マスメディアによる広報効果は極めて高いことから、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアを活用し、高齢者や自転車の事故防止等の、県内の交通事故発生状況に即した具体的で訴求力の高い内容を重点とした交通安全広報を実施します。

(警察本部交通総務課)

キ 交通安全教育車の活用

県民ニーズに応える交通安全教育を推進するため、個別の要請に対する派遣型の教育を実施するなど、交通安全教育車を積極的に活用します。

(警察本部交通総務課)

(5) 危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

ア 危険ドラッグ等違法薬物対策の推進

危険ドラッグ等違法薬物の危険性・有害性について啓発を図ります。

(県防犯・交通安全課、薬務課、警察本部交通総務課)

イ 妨害運転等の危険運転防止対策の推進

妨害運転（あおり運転）等の危険な運転を防止するための啓発を図ります。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

(6) 過積載防止対策の推進

県内の国の関係機関、県、県警察及び幹事市町村の 19 機関で構成する「埼玉県過積載防止対策推進会議」で検討を重ね、ダンプカー等の大型車両の定量積載を定着させ、公共工事現場からの過積載車両の排除を主眼とした「埼玉県過積載防止対策基本方針」を定め、諸施策を推進します。

貨物自動車に係る過積載の防止に関して、各関係機関・団体との情報交換や荷主企業向けの過積載運行防止の依頼文をホームページ上に掲載する等を実施します。

また、「岩石等の採取に係る認可及び指導の基準に関する要綱」に基づき、過積載の禁

止、土砂の飛散防止及び通学時間帯の運搬の自粛などを指導し、安全運転の確保に努めます。

(関東地方整備局大宮国道事務所、北首都国道事務所、関東運輸局埼玉運輸支局、県防犯・交通安全課、建設管理課、環境政策課、警察本部交通総務課)

7 急速に発展・普及する技術の正しい利用のための情報提供等

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の装備が搭載された先進安全自動車(以下「ASV (Advanced Safety Vehicle)」という。)の安全性とともに、併せて同装備が完全な性能ではなく、安全運転を“支援する”技術であることについても、県民に対し周知を図ります。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

8 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

ア 埼玉県交通安全対策協議会の支援

埼玉県交通安全対策協議会が実施する各種の交通安全対策事業の補助を行います。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費(千円)
	交通安全対策事業の補助	2,200

イ 埼玉県交通安全母の会連合会の支援

市町村交通安全母の会を構成員とする埼玉県交通安全母の会連合会を支援します。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費(千円)
	母の会連合会の支援	1,530

ウ 一般社団法人埼玉県ダンプカー協会の支援

一般社団法人埼玉県ダンプカー協会が実施する交通安全指導及び自動車事故防止事業を支援することにより交通事故の防止を図ります。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課
事業内容	事業費（千円）
ダンプカー協会の支援	1,020

エ 埼玉県交通安全協会への指導

交通事故のない安全で安心な地域社会を実現するため、交通安全子供自転車大会の開催、機関誌・テレビ放送等の広報啓発、交通功労者等の表彰などの埼玉県交通安全協会の活動が積極的かつ効果的に推進されるよう、必要な指導・助言を行います。

（警察本部交通総務課）

【事業主体】	警察本部交通総務課
事業内容	事業費（千円）
交通安全協会の支援	2,670

オ 埼玉県安全運転管理者協会の指導

交通事故のない安全で平穏な交通社会を実現するため、安全運転管理に関する広報・啓発・研修・指導、優良事業所等の表彰などの埼玉県安全運転管理者協会の活動が積極的かつ効果的に推進されるよう、必要な指導・助言を行います。

（警察本部交通総務課）

【事業主体】	警察本部交通総務課
事業内容	事業費（千円）
安全運転管理者協会の支援	690

カ 埼玉県高速道路交通安全協議会の指導

高速道路における交通安全意識の啓発を図るため、埼玉県高速道路交通安全協議会による広報啓発活動、研修会・講習会の開催等の事業が積極的かつ効果的に推進されるよう必要な指導助言を行います。

（警察本部高速道路交通警察隊）

【事業主体】	警察本部高速道路交通警察隊
事業内容	事業費（千円）
高速道路交通安全協議会の支援	620

キ 地域交通安全活動推進委員の指導

地域交通安全活動推進委員の活動の基準、任務の遂行、資質の向上のための講習会の実施等について積極的に指導するとともに、埼玉県地域交通安全活動推進委員協議会連合会の効果的な運用及び自主的な活動を促進します。

(警察本部交通総務課)

ク 埼玉県二輪車普及安全協会の指導

二輪運転者、特に若年運転者の交通安全意識向上を図るため、研修会・講習会の開催等事業の充実について、積極的に指導します。

(警察本部交通総務課)

ケ 埼玉県交通安全推進事業所協会の指導

交通安全意識の普及と高揚を図り、交通事故のない安全で平穏な交通社会を実現するため、広報・啓発、研修、交通安全功労者等の表彰などの埼玉県交通安全推進事業所協会の活動が積極的かつ効果的に推進されるよう、必要な指導・助言を行います。

(警察本部交通総務課)

コ 埼玉県交通安全活動推進センターの指導

交通安全や交通事故防止に関する広報・啓発、照会や相談等、道路交通法に定める事業が積極的かつ適正に運営されるよう必要な指導を行います。

(警察本部交通総務課)

サ 自動車運転代行業者の指導

自動車運転代行業者の業務の適正指導のため、事業所への立入検査や遵守事項についての講習会等を実施します。

(警察本部交通総務課)

シ 埼玉県指定自動車教習所協会の指導

運転者教習水準の向上を図るため、研修会の開催、調査研究等の事業の充実について、積極的に指導します。

(警察本部運転免許課)

ス 埼玉県交通教育協会の指導

運転者の資質向上を図るため、運転適性診断の実施、資料の作成等の事業の充実について、積極的に指導します。

(警察本部運転免許課)

セ 埼玉県道路使用適正化協会の指導

道路使用の適正化を図るため、会報の発行、講習会の開催、保安資器材の研究・開発等の事業の充実について積極的に指導します。

(警察本部交通規制課)

ソ 埼玉県安全教育研究協議会、埼玉県高等学校安全教育研究会への助成

安全教育の振興を図るために、小・中及び高等学校の教員により組織されている研究団体に助成を行い、交通安全教育の普及・徹底を図ります。

(教育局保健体育課)

【事業主体】	教育局保健体育課	
	事業内容	事業費（千円）
	研究団体の助成	320

タ 県民ボランティア「交通安全まなび隊」の活用

県民ボランティア「交通安全まなび隊」について、市町村や各地域の要請等に基づき派遣し、参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。

(県防犯・交通安全課)

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	ボランティアによる交通安全教育	1,039

9 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

公安委員会が委嘱した地域交通安全活動推進委員や交通安全ボランティアを、地域住民に対する交通安全教育指導者として育成し、地域の実態に即したきめ細かい交通安全教育を推進します。

(警察本部交通総務課)

【事業主体】	警察本部交通総務課	
事業規模		事業費（千円）
地域交通安全活動推進委員関係		20,077

第3章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

(1) 運転免許取得希望者に対する教育の充実

ア 自動車教習所教習の充実

生涯無事故無違反を目指す運転者を育成するため、初心運転者教育の中核をなす指定自動車教習所の指導員等の資質の向上方策を推進し、教習水準の向上を図ります。

(警察本部運転免許課)

【事業主体】	警察本部運転免許課	
	事業内容	事業費（千円）
	教習所指導員等に対する法定講習	9,571

イ 応急救護処置講習の実施

普通免許等を受けようとする者に、安全運転の知識・技能、危険予測運転及び交通事故現場において負傷者を救護するための応急処置方法等を習得させるため、大型車講習、中型車講習、普通車講習、準中型車講習、二輪車講習(大型・普通)、旅客車講習(大型・中型・普通)及び応急救護処置講習を実施する機関との連携を図ります。

(警察本部運転免許課)

(2) 運転者に対する教育の推進

ア 高度研修施設における運転者教育の奨励

安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した運転者教育を推進するため、関係機関団体を通じ、自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者等に対し、安全運転中央研修所への入所について積極的に奨励します。

(警察本部交通総務課)

イ 自動車安全運転センター業務の支援

運転者に対する安全運転意識の高揚を図るため、自動車安全運転センターが行う通知業務（交通違反等により一定の累積点数となった者に対する通知）を支援します。

(警察本部交通総務課、運転管理課)

【事業主体】	警察本部交通総務課、運転管理課
事業内容	事業費（千円）
通知業務の支援	5,419

ウ 初心者運転者期間制度の充実

初心運転者に対する教育の充実を図るため、指定講習機関との連携を図ります。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課
事業内容	事業費（千円）
初心運転者の再教育	1,913

エ 取消処分者講習の充実

運転免許の取消処分を受けた者、若しくは免許が失効したため、取消処分を受けなかった者が、免許を再取得しようとするときは、取消処分者講習制度による再教育の充実を図ります。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課
事業内容	事業費（千円）
免許再取得に係る再教育	6,049

オ 停止処分者講習の充実

自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図るなど、停止処分者講習が効果的に行われるよう講習実施機関との連携を図ります。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課
事業内容	事業費（千円）
停止処分者に対する再教育	125,299

カ 違反者講習の充実

運転免許の停止処分を課すことなく、教育効果が期待できる者に対する違反者講習が、効果的に行われるよう講習実施機関との連携を図ります。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課	
事業内容	事業費（千円）	
違反者の資質の改善	62,501	

キ 運転免許証更新時講習の充実

安全マインドや危険予知能力の向上を図るため、受講者の態様に応じたきめ細かな講習を実施します。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課	
事業内容	事業費（千円）	
運転者の安全意識の向上	570,580	

ク 特定任意講習の推進

安全マインドを継続して保持していく運転者を育成するため、地域、職域及び団体などの受講を希望する者を対象とした講習が、視聴覚教材等を活用するなど効果的に行われるよう講習実施機関との連携を図ります。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課	
事業内容	事業費（千円）	
公安委員会が任意に行う更新時講習と同等の講習	101	

ケ 自動二輪車安全運転講習の推進

二輪免許所持者の交通安全意識及び運転技能の向上を図るため、埼玉県二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習に対し、会場の提供、講習内容の指導、助言等積極的な協力を行います。

（警察本部交通総務課、運転免許課、運転免許試験課）

コ 原付講習実施機関に対する指導・監督

原付講習受講者に安全知識及び運転技能を習得させるため、原付講習実施機関との連携を図ります。

（警察本部運転免許課）

サ 身体障害者等に対する安全運転の推進

身体障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得について、安全運転相談活動の充実を図ります。

また、運転免許証を所持している身体障害者等や、新たに運転免許を取得しようとする身体障害者等に対し、自動車運転基礎能力評価判定機システムにより、科学的な計測に基づく検査を行い、その評価結果を基に身体の障害に応じた免許条件の付与、車種の選択、車両の改造及び安全運転手法の指導・助言等個別安全指導を実施して安全な運転者を育成します。

(警察本部運転免許課、運転免許試験課)

【事業主体】	警察本部運転免許試験課	
	事業内容	事業費（千円）
	身体障害者等に対する安全運転相談の実施	8,085

シ 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、引き続き県民に対する周知徹底に努めます。

また、質問票の虚偽記載、提出に対する罰則が設けられていること、一定の病気等に該当することを理由として取り消された者は、取消後3年以内であれば病気等の回復により運転免許試験が一部免除されることを併せて周知することにより、正しい病状申告の促進を図ります。

(警察本部運転免許課、運転免許試験課)

ス 医師との連携

安全な運転に支障のある一定の病気等に該当する疑いがある者の早期発見のため、主治医からの届出が行いやすい環境作り及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を図ります。

(警察本部運転免許試験課)

セ 障害者に対する配慮

運転免許試験場における障害者の利便性の向上を図るため、身体障害者用に改造を行った持込み車両等による技能試験を実施します。

また、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進します。

(警察本部運転免許課、運転免許試験課)

ソ 安全運転相談窓口「サン・サン相談室」の開設

高齢運転者や心身に障害のある方で、平日に相談に来られない方々の便宜を図るため、毎月第3日曜日に「サン・サン相談室」の名称で安全運転相談窓口を開設し、相談機会の充実を図ります。

(警察本部運転免許試験課)

(3) 高齢運転者対策の充実

ア 認知機能検査等及び高齢者講習等の推進

運転免許証の更新等を希望する75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査等を公安委員会が直接実施することにより、引き続き待ち日数の短縮を図ります。

タブレット端末を使用しての認知機能検査等を実施しており、これにより受検者等の負担軽減、受検枠の拡大、検査時間及び待ち日数の短縮を図ります。

70歳以上の高齢運転者に対する高齢者講習、75歳以上で一定の違反がある場合に受検する運転技能検査の実施にあたっては、個々に応じた具体的な実車指導、運転技能に基づく適切な安全指導等、講習が効果的に行われるよう講習実施機関との連携を図ります。

公安委員会で認知機能検査等及び高齢者講習の予約状況を一元的に管理し、検査等の日時・場所を予め指定して通知するなど、認知機能検査等及び高齢者講習の円滑な実施のための取組を推進します。

認知機能が低下した高齢運転者対策としては、75歳以上の高齢運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める違反行為をした際に受検する臨時認知機能検査の結果、一定の基準に該当する場合に受講することとなる臨時高齢者講習において、指導等が効果的に行われるよう講習実施機関との連携を図ります。

(警察本部運転免許課)

【事業主体】	警察本部運転免許課	
	事業内容	事業費（千円）
	認知機能検査等及び高齢者講習等の実施	1,361,486

イ 臨時適性検査等の実施

75歳以上の高齢者が受検する認知機能検査を基とした臨時適性検査の対象者について、医療機関と連携し、臨時適性検査等を円滑かつ確実に実施します。

また、安全運転相談の結果や、各種警察活動を通じて、認知症の疑いのある運転者の

把握に努め、的確に臨時適性検査を行うとともに、認知症であることが判明した場合は運転免許の取消し等の行政処分を行います。

(警察本部運転管理課、運転免許試験課)

ウ 安全運転相談窓口「サン・サン相談室」の開設【再掲】

高齢運転者や心身に障害のある方で、平日に相談に来られない方々の便宜を図るため、毎月第3日曜日に「サン・サン相談室」の名称で安全運転相談窓口を開設し、相談機会の充実を図ります。

(警察本部運転免許試験課)

エ 地域公共交通の確保・充実【再掲】

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な地域公共交通の確保・充実を図る取組を推進します。

(県交通政策課)

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容		事業費（千円）
スマート技術を活用したDXやコンパクト＋ネットワークによる交通再編に取り組む市町村や交通事業者への補助		50,000

オ 安全運転相談ダイヤルの運用

自動車等の運転に不安を有する高齢者等からの相談を受ける全国共通の安全運転相談ダイヤル「#8080」について、周知啓発を図り効果的に運用します。

(警察本部運転免許試験課)

カ 「運転時認知障害早期発見チェックリスト 30」の活用

交通安全教育や運転免許更新時等において、車の運転時に現れやすい状態を30項目リストアップした「運転時認知障害早期発見チェックリスト 30」を配布し、自らの認知機能の低下を自覚させることで、高齢者の交通事故防止を図ります。

(警察本部交通総務課)

キ 高齢運転者の運転免許自主返納支援体制の強化【再掲】

市町村や地域包括支援センター等で受けた運転免許自主返納に関する相談について、

助言や個別支援の実施や、返納後の支援に関する情報を共有するなどのサポートを行うことで、自主返納の促進を図り、高齢運転者が原因となる交通事故の減少を目指します。

(県防犯・交通安全課)

(4) 自動車運送事業の安全対策の確保

ア 事業用自動車の運転教育の充実

事業用自動車の運転者は、一般の運転者よりも高い資質が求められていることから、国土交通大臣が定める事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づき、事業者の運転者に対する安全運転教育（事故・違反惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する特別な教育を実施することやこれらの運転者に適性診断を受診させることを含む。）実施を運行管理者に周知します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

イ 危険物運搬車両保安対策の推進

危険物運搬車両を保有している運送事業者に対しては、運行管理者の指導講習会等において、安全運行の徹底を図るよう強力に指導します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

ウ 土砂等運搬大型貨物自動車等の安全運行の確保

土砂等を運搬する大型貨物自動車等の事業者に対しては、事業者団体などを通じて安全運転を徹底するとともに、過積載の防止と運行の安全を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

エ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、民間参入の促進を図ること等により、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

オ 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）の促進

貨物自動車運送事業者の優良な事業所（通称Gマーク認定事業所）を認定することにより、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の輸送の安全確保等に対するインセンティブを付与するための環境整備を図ることにより、貨物自動車運送事業に関する輸送の安全確保等を推進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

カ 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」(通称：セーフティバス)の促進

バス協会において、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価し、公表することで、貸切バスの利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図ることにより、より安全な貸切バスサービスの提供等を推進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

キ 過積載運転等に対する指導取締りの徹底

過積載運転車両に対する指導取締りを強化するとともに、違反の根源となる使用者、荷主等のいわゆる背後責任を追及します。

(警察本部交通指導課、交通捜査課)

ク 取締りに基づく使用者に対する通知の徹底

道路交通法第108条の34の規定に基づき、使用者等に対し、違反内容について積極的に通知します。

(警察本部交通指導課)

(5) 悪質・危険な運転者の早期排除等

ア 悪質・危険な運転者の早期排除

悪質・危険な運転者を早期排除するため、違反登録に要する期間を短縮し、行政処分を迅速かつ確実に実施するとともに、仮停止・準仮停止制度を効果的に活用するほか、長期未執行者の解消を図ります。また妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する行政処分を確実に実施します。

併せて、一定の症状を呈する病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速かつ確実な実施に努めます。この際、運転免許効力の暫定停止制度を適切に運用します。

(警察本部運転管理課、運転免許試験課)

イ 常習飲酒運転者対策の充実

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速かつ確実に行います。また、停止処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実を図り、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規

範意識の向上を目的とした取消処分者講習（飲酒学級）を効果的に推進します。

（警察本部運転免許課、運転管理課）

ウ 運転者教育の充実

妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的として、取消処分者講習（一般講習）に新たなディスカッション指導を導入し、効果的に推進します。

（警察本部運転免許課）

(6) 運転者管理業務の合理化

県運転免許証及び国外運転免許証の作成システムを充実・整備し、運転免許業務の効率化、迅速化を図るとともに、ゴールド免許証交付等の優良運転者を積極的に評価する方策を推進し、運転者の自覚と責任ある行動を促します。

（警察本部運転免許課）

【事業主体】	警察本部運転免許課	
	事業内容	事業費（千円）
	運転免許業務の簡素・合理化と優良運転者対策の推進	1,571,993

(7) 道路交通に関する情報の充実

ア 道路交通情報の充実

(ア) 高度道路交通システム（ITS）の推進

最先端の情報通信技術（ICT）を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした ITS を引き続き推進します。

現在、世界的に自動運転の実現に向けた実証・実装が進められているところであり、自動運転時代の次世代の ITS 通信の利用イメージとそれを支える通信システムの在り方などについて検討を進めます。

（関東総合通信局）

(イ) イベントに伴う臨時の放送局開設の促進

博覧会、スポーツ大会等の各種イベントに際し開設される臨時の放送局は、イベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保を図るため、効果的な情報提供が行われていることから、今後とも各種イベントにおける臨時の放送局の開設を積極的に促進します。

(関東総合通信局)

(ウ) コミュニティ放送の普及促進

「コミュニティ放送局」は、市町村の一部区域を対象に行う FM 放送で、地域住民や観光客等に、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報を FM ラジオを通してリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与していることから、今後も周波数事情が許す限りの普及を図ります。

(関東総合通信局)

(エ) 道路交通情報システム等の普及促進

FM 放送のデータ放送や路側に設置された光ビーコン等を利用して、渋滞や交通規制等の道路情報をカーナビゲーションシステムの画面上に表示させる VICS システムや有料道路の料金所で一旦停止することなく自動的に料金の支払を可能にする ETC システム等、情報通信技術 (ICT) を活用して円滑な交通を確保し、利用者へのサービスを向上させるため、引き続き、道路交通情報提供の内容の充実及び高度化を図ります。

VICS 対応の車載機の累計出荷台数は、令和 7 年 3 月に 8,499 万台（一般財団法人道路交通情報通信システムセンター調べ）を突破しています。

(関東総合通信局)

イ 危険物輸送に関する情報提供の充実等

埼玉県危険物事故防止連絡会において、官民が連携して事故情報の共有化を行うとともに、事故防止対策の検討及び事故防止啓発活動等を行います。

(県消防課)

ウ 気象情報等の充実

(ア) 気象情報の提供

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（降雪短時間予報）」についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知します。さらに、特に大雪により深

刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼び掛けます。

(熊谷地方気象台)

(イ) 地震情報等の提供

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知します。

(熊谷地方気象台)

(ウ) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講演会の開催、広報資料の作成・配布等を行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。

(熊谷地方気象台)

(8) 交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

(ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

事業者が自主的に交通労働災害の防止に取り組むことを目的として策定した「交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年6月改正）」の周知に努め、交通労働災害防止のための管理体制の確立等を推進します。

(埼玉労働局)

(イ) 交通労働災害防止関係機関・団体等との情報交換

交通労働災害防止関係機関・団体等と、交通労働災害防止対策の推進に関する情報交換を行います。

(埼玉労働局)

(ウ) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の指導・援助

陸上貨物運送事業労働災害防止協会等労働災害防止団体が行う交通労働災害防止活動について引き続き指導・援助を行います。

(埼玉労働局)

イ 運転者の労働条件の適正化

(ア) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図り、交通労働災害の防止に資するため、監督指導等を実施し、労働基準関係法令及び改善基準の遵守徹底を図ります。監督指導については、関係行政機関との通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同で監督・監査を行う等その充実を図ります。

(埼玉労働局)

(イ) 自主的労務改善の促進のための指導

自動車運転者の労働条件の改善を図るためには、関係業界及び各事業場における自主的な改善の意識を高めることが肝要であることから、労働時間管理適正化指導員が定期的に事業場を訪問し改善基準の啓発指導を行う等により、自主的な労務改善を促進し、改善基準等の履行の確保を図ります。

(埼玉労働局)

(ウ) 関係行政機関との連携

改善基準等の履行確保を図り、合わせて交通労働災害の防止に資するため、関係行政機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法に基づく通報制度」及び「自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度」等により、引き続き関係行政機関との連携強化を図ります。

(埼玉労働局)

(9) 運転管理の改善及び運行管理の充実

ア 安全運転管理の推進

(ア) 安全運転管理者等法定講習の充実

講習体制、講習内容及び講習手法の充実強化について指導監督します。

(警察本部交通総務課)

【事業主体】	警察本部交通総務課	
事業内容	事業費（千円）	
安全運転管理者講習委託料	91,643	

(イ) 事業所等に対する安全運転管理の指導

重大な交通事故を発生させた事業所、その他安全運転管理上問題のある事業所に対し、安全運転管理の体制について調査し、必要な指導・助言を行います。

(警察本部交通総務課)

(ウ) 安全運転管理者等未選任事業所の一掃

あらゆる機会を通じ、安全運転管理者等の未選任事業所の発見に努め、未選任事業所の一掃を図ります。

(警察本部交通総務課)

(エ) 各業界、団体に対する交通事故防止コンクール参加の奨励

各業界、団体に対し無事故・無違反を競う交通事故防止コンクールへの参加を奨励し、安全運転気運の高揚を図ります。

(警察本部交通総務課)

イ 運転適性検査業務等の推進

運転免許業務、街頭活動等各種警察活動を通じて、運転不適格者の発見に努め、臨時適性検査等を実施して、運転不適格者を排除します。

(警察本部運転免許試験課)

【事業主体】	警察本部運転免許試験課	
	事業内容	事業費（千円）
	臨時適性検査の実施	1,824

ウ 運行管理の充実

(ア) 自動車運送事業者に対する指導監督の充実

労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の適正な履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行います。

このため、効果的かつ効率的な監査指導を実施するための監査指導実施体制の充実・強化を図ります。

さらに、自動車運送事業者による安全管理体制の構築・改善を図るため、その取組を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図ります。

また、自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指します。

事故情報の分析・公表を行い、運行管理者等に対する講習教材に掲載し同種事故の再発防止を目指します。社会的に影響の大きい重大事故に対する要因分析調査を行い、要因分析検討結果、再発防止対策をホームページに公表します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(イ) 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因の分析のための情報収集・分析を強化します。

また、事故発生時の前後の走行情報（前方映像、車両速度、急加減速）を記録するドライブレコーダー等の安全運転の確保に資する機器の補助金制度による支援を行い普及促進に努めるとともに、事故防止対策支援事業に伴う補助金制度を利用し、社内教育等を実施する際には外部専門家によるコンサルティングを利用するなど社内教育の充実を図るよう推進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(ウ) 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、近年増加している運転者の健康状態に起因する事故、過労運転による事故に関する視聴覚機材の活用等により講習内容の充実を図ります。

また、映像記録型ドライブレコーダーやデジタル式運行記録計等の新技術の運行管理への活用等をカリキュラムとした実践的な運行管理者講習の実施について充実を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

2 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施します。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコ

ンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認します。

また、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」や「自動車総合安全情報」ホームページにより、事業者に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(2) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行います。また、ITを活用して効果的・効率的な監査・監督を実施します。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図ります。

事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(3) 飲酒運転、迷惑運転等の根絶

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指します。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続けます。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行います。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(4) ICT・新技術を活用した安全対策の推進

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等の ASV 装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努めます。

また、自動車や車載器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指します。

さらに、運行管理に利用可能な ICT 技術を活用することにより、働き方改革の実現に加え、運行管理の質の向上による安全性の向上を図るため、開発・普及を促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(8) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、

利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進します。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努めます。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努めます。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

第4章 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する技術基準等の改善の推進

(1) 車両の安全対策の推進

車両の安全対策については、平成27年に開催された交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会の結果を踏まえて、実施していきます。

具体的には、産・官・学が参加する検討会が中心となり、①事故実態の把握・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討、③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れ（PDCA サイクル）を継続的に実施することにより、車両の安全対策を推進します。

特に、事故実態の把握・分析においては、ドライブレコーダーやイベントデータレコーダー（EDR（Event Data Recorder））の情報を活用するとともに、これに合わせ医療機関の協力により乗員等の傷害状況も詳細に把握し、事故による傷害発生のメカニズムを詳細に調べるなど、より一層の推進に資する取組について検討していきます。

また、事故を未然に防止する予防安全対策について、新技術の動向も踏まえ、保安基準の拡充・強化等と ASV の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供など、より一層の連携を図ります。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

(2) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、前述の検討結果等を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図ります。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

2 ASV の開発・普及促進

ア 地方行政機関（国）

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した ASV について、産官学の協力による ASV 推進検討会の下、一層進めていきます。

また、ASV 技術のうち衝突被害軽減ブレーキ等の市場化された ASV 技術については、国際的な動向も踏まえつつ、義務化も含めた保安基準の拡充・強化、補助制度の拡充を図るとともに、技術指針の策定、ASV 技術の効果評価の実施等による普及促進を引き続き進

めていきます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

イ 県・県警察

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の装備が搭載された ASV の乗車体験会等を実施し、運転者による誤操作等を原因とした交通事故の防止を図ります。

(県防犯・交通安全課、警察本部交通総務課)

3 高齢運転者への車両安全対策の推進

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局、県防犯・交通安全課)

【事業主体】	関東運輸局埼玉運輸支局	
事業内容		事業規模
街頭検査時等におけるリーフレットの配布		300 枚
【事業主体】	県防犯・交通安全課	
事業内容		事業費（千円）
高齢者を対象とした交通安全教育・啓発【再掲】		1,515

4 安全な自動運転車の開発・実用化・普及のための環境整備

(1) 自動運転車に係る安全基準の策定

令和2年3月に高速道路等における渋滞時等において作動する車線維持機能に限定した自動運転機能やサイバーセキュリティに係る安全基準を導入したところですが、引き続き、自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能についての基準策定を進めます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進

高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、そのような車両の安全性を確保するために、実証実験や技術要件の策定等の取組を促進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく使用してもらえるよう、講習会における周知活動や一般向け動画の公開などの取組を推進します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用

自動運転車の設計・製造から使用過程にわたり、自動運転車の安全性を一体的に確保するため、電子的な検査が令和6年10月から開始されました。今後も様々な走行環境における安全性の検証のためシミュレーション等を活用した自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の的確な運用等に努めます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明を行い、講習会での事故分析結果の周知や一般向けの動画の公開などにより、再発防止に努めます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

5 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の衝突安全性能等に関する車種ごとの安全性について比較情報等を公正中立な立場でとりまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を積極的に推進します。

具体的には、自動車の衝突安全性能の総合評価及び歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製品の開発促進を図るとともに、予防安全性能評価についての試験項目の拡充、新

技術に対する評価手法の確立について検討を行います。

このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種毎の安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

6 自動車の検査及び点検整備の充実

(1) 自動車点検整備の推進

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」(点検まつり)を展開するとともに、整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて関係者に対し車両管理の指導を行い、車両故障に起因する事故の防止を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車両等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高めます。

なお、指定自動車整備事業者による不正事案が発生していることから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)のより一層適正な運用に努め、事業者に対する指導監督を引き続き行います。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

【事業主体】	関東運輸局埼玉運輸支局	
運動の名称		実施期間
不正改造車排除強化月間		毎年6月から7月

ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備事業の現状について把握し、今後、自動車整備事業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための技術の高度化等

を推進します。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図ります。

さらに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度を活用します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(2) 自動車の検査及び点検整備の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図ります。また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進していきます。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

7 リコール制度の充実

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行います。

また、ユーザーの目線に立ったリコール実施のため、ユーザーからの不具合情報の収集を促進し、さらに、調査分析体制の強化を図るとともに、自動車ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等を、不具合情報収集専用サイトの開設やリコール情報のホームページ掲載などにより提供します。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

第5章 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

ア 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進するため、地域の交通実態や交通事故の発生状況を分析した上、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び地域住民の取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りを推進します。

特に速度超過の取締りは交通事故の発生状況を踏まえて、路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路等においても、可搬式速度違反自動取締装置を効果的に運用します。

また、妨害運転（あおり運転）等の悪質・危険な運転に対しては、暴行罪等の適用を念頭に置いた捜査を推進するとともに、暴行罪等の適用に至らない場合であっても、道路交通法違反による積極的な検挙措置を講じます。

さらに、信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するため、歩行者の保護に資する指導取締りを推進します。

（警察本部交通指導課、交通捜査課）

イ 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反やこれらに起因する事故事件については、自動車の使用者等に対する背後責任の追及を徹底するとともに、使用者及び関係機関等への通報を行い、この種の違反の再発を防止します。

（警察本部交通指導課、交通捜査課）

ウ 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者の交通違反に対しては、自転車の安全利用に向けた指導警告を行うとともに、飲酒運転、遮断踏切立入り、制動装置不良自転車運転の悪質・危険な違反や、歩行者、通行車両に具体的危険を生じさせ、若しくは指導警告に従わず違反を繰り返す者については、積極的な検挙措置を講じます。

（警察本部交通指導課）

エ 街頭活動の推進

交通事故が多発する路線及び交差点において、白バイやパトカーによる警戒活動を推進するとともに、高齢者や子供等を中心とした交通弱者の保護誘導活動、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を強化します。

(警察本部交通指導課)

オ 飲酒運転の根絶に向けた取締り

飲酒運転の実態について必要な調査、分析を行い取締りの時間帯、場所、方法等を検証した上で、飲酒運転の取締りを強化するとともに、運転者のみならず車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、同席者等に対する捜査を確実に行之、車両等提供罪、酒類等提供罪、要求依頼同乗罪等の捜査を徹底し確実な立件に努めるとともに、適切な広報活動を推進します。

(警察本部交通指導課、交通捜査課)

カ 無免許運転の周辺者に対する捜査

無免許運転の取締りに際しては、運転者のみならず周辺者に対する自動車等提供罪及び要求依頼同乗罪の捜査を徹底するとともに、適切な広報活動を推進します。

(警察本部交通指導課、交通捜査課)

キ 携帯電話使用等違反の取締り強化

運転中の携帯電話やスマートフォンを使用することは、重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを推進します。

(警察本部交通指導課)

ク 通学路における交通安全指導及び指導取締りの推進

通学児童の安全を確保するため、交通違反が発生しやすい場所・時間帯に警察官を配置する等し、違反の未然防止を推進するとともに、地域住民からの取締要望等を踏まえた通行禁止違反をはじめとする通学路における取締りや視覚効果の高い可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを推進します。

(警察本部交通指導課)

ケ 交通指導取締りについて県民の理解を深めるための情報発信

交通事故分析結果等を踏まえ、速度取締りの指針を示すなど具体的かつ分かりやすい

情報発信に努めます。

(警察本部交通指導課)

コ 白バイ・パトカーによる街頭活動の強化

交通事故多発路線や幹線道路における交通事故の防止及び交通秩序の維持を目的に、白バイ・パトカーの機動力を駆使した街頭活動を推進し、地域の交通実態、県民の要望等を踏まえた悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反に重点を指向した交通指導取締りを強化します。

(警察本部交通機動隊)

(2) 高速道路における指導取締りの強化等

高速道路における交通事故の発生状況を分析し、重大交通事故につながる速度超過、携帯電話使用等、車間距離不保持等の違反及び迷惑性の強い通行帯、路肩走行等の違反に重点を置いた取締りを強化します。

(警察本部交通指導課、高速道路交通警察隊)

2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

(1) 専従捜査体制の強化等

交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため、捜査員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努めます。また、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等、関係法令の積極的な適用を視野に入れ、迅速かつ的確な捜査指揮及び組織的な捜査を推進するため、捜査員に対する教養を充実し、捜査力を強化します。

さらに、自動運転車に関わる交通事故事件にも適切に対応できるよう、捜査員に対する教養を充実します。

(警察本部交通捜査課)

(2) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

ひき逃げ事件や危険運転致死傷罪等の悪質な交通事故事件については、客観的証拠に基づいた科学的捜査を強化するため、3Dレーザースキャナや交通事故捜査支援システム等、装備資機材の導入・整備を推進し、迅速かつ的確な初動捜査及び科学的かつ効率的な事件捜査を推進します。

(警察本部交通捜査課)

3 暴走族及び旧車會対策の強化

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

ア 青少年相談員活動推進事業

青少年相談員に対し、非行防止に関する知識及び意識の向上を図る研修を実施します。

(県青少年課)

【事業主体】	県青少年課	
	事業内容	事業費（千円）
	青少年相談員研修等	767

イ 青少年の自立支援事業

非行少年の自立を促す社会体験や就労体験、電話相談などの保護者支援を実施し、関係行政機関や NP0・民間団体と連携・協働して非行少年の立ち直り支援に取り組みます。

(県青少年課)

【事業主体】	県青少年課	
	事業内容	事業費（千円）
	社会体験や就労体験の実施、保護者支援等	4,525

ウ 非行防止に関する協力団体との連携

青少年健全育成に関する協力団体と情報交換を行うとともに、7月及び11月には非行防止等に関するキャンペーンを開催するなど、業界団体と一体となった非行防止対策を推進します。

(県青少年課)

エ 「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づく指導の推進

「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に基づく指導を関係団体等の協力を得て推進し、高校生の命を守るとともに、高校生の健全育成と交通安全指導の充実を図ります。

(県学事課、教育局保健体育課)

オ 暴走族追放気運の高揚及び加入防止対策の推進

暴走族追放の気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めます。

また、青少年に対し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるため、「暴走族加入防止教室」を開催するなど効果的な対策を推進します。

(警察本部交通捜査課)

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走行為が頻発する道路及び暴走族やこれに伴う群衆等のい集場所として利用されやすい施設等について、地域における関係機関と連携を強化し、施設管理者等の協力を得るなどして、暴走行為等ができない・暴走族等をい集させない環境づくりを推進します。

また、事前の情報入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じます。

(警察本部交通捜査課、交通規制課)

(3) 暴走族に対する指導取締りの強化

ア 取締り体制の充実・強化等

暴走族に対する指導取締りを強化するため、取締り体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為やその他悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行います。

また、複数の都県にまたがる広域暴走事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都県警察相互の捜査協力を積極的に行います。

(警察本部交通捜査課)

イ 「不正改造車を排除する運動」を通じた広報活動等

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、競技用車両等の部品が不正な改造に使用されることがないよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて立入検査を行います。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

ア 暴走族グループ等の解体に向けた取組の強化

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつ

つ、グループの解体や暴走族グループからの離脱を支援し、暴走族関係事犯者の再犯防止に努めます。

また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底します。

(警察本部交通捜査課)

イ 迅速かつ確実な行政処分の実施

共同危険行為をした者や当該行為を唆した者に対する取消処分等の的確な実施に努めます。

(警察本部運転管理課)

(5) 車両の不正改造の防止

ア 不正改造車両に対する取締り

違法行為を敢行する旧車會グループに対する実態把握を徹底し、関係都県で情報共有するとともに、不正改造等の取締を強化します。

(警察本部交通捜査課、交通指導課)

イ 「不正改造車を排除する運動」を通じた広報活動等【再掲】

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止し、競技用車両等の部品が不正な改造に使用されることがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行います。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて立入検査を行います。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

第6章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

ア 県内消防本部の救急・救助体制の充実強化

令和7年4月1日現在、県内の消防本部は13市13組合の26本部となっており、事務委託を行っている2町を含め、県内全ての市町村をカバーしています。

今後とも県内消防本部の救急・救助体制の充実強化を図ります。

(県消防課)

イ 埼玉県特別機動援助隊の充実強化

局地的に多数傷病者が発生する災害に対して、知事の指示又は要請に基づき、消防機関、防災航空隊及び災害派遣医療チーム（埼玉 DMAT：埼玉 Disaster Medical Assistance Team）が迅速に出動し、被災地での効果的な救助・救命活動を行います。

実践的訓練や隊員の技術・知識の向上のための研修を実施し、上記の組織で構成する埼玉県特別機動援助隊（愛称：埼玉 SMART(Special Mobile Assistance Rescue Team)）の充実強化を図ります。

(県消防課)

【事業主体】	県消防課	
	事業内容	事業費（千円）
	救出・救助に必要な連携強化のための研修・訓練	7,820

(2) 応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた県民（バイスタンダー）による適切な応急手当が必要です。

そのため、自動体外式除細動器（以下「AED (Automated External Defibrillator)」という。）の使用も含めた応急手当講習会の推進を図るとともに、インターネットを活用して県民に AED の設置情報を提供します。

また、自動車教習所における教習及び免許取得時講習等においても、AED を含めた応急救護処置に関する知識の普及に努めるとともに、中学校、高等学校等において、止血法、包帯法及び心肺蘇生法等の応急手当についての指導の充実を図ります。

(県消防課、薬務課、教育局保健体育課、警察本部運転免許課)

(3) 救急救命士の養成等の推進

ア 救急救命士養成事業

救急現場や医療機関への搬送途上におけるプレホスピタルケア（病院前救護）での救命率の向上を図るためには、医師の指示のもとに救急救命処置を行うことができる救急救命士を計画的に養成し、県内の救急隊に適正に配置していく必要があります。

このため、救急隊員に救急救命士国家試験の受験資格を取得させる目的等で、消防学校において救急隊員を対象に救急救命士養成教育訓練等を実施します。

(県消防課)

【事業主体】	県消防課	
事業内容	事業費（千円）	
救急救命士の新規養成等	43,331	

イ 救急振興財団の運営支援

平成3年度、消防機関の救急救命士養成を主な目的として都道府県の共同出資により（一財）救急振興財団が設立され、県内消防本部の救急救命士を含む救急隊員に対して教育訓練を行っています。

県は、救急隊員の資質向上が県民の救命率の向上につながるため、引き続き（一財）救急振興財団に対する財政的負担をします。

(県消防課)

【事業主体】	県消防課	
事業内容	事業費（千円）	
救急振興財団の運営費補助	20,600	

(4) ドクターヘリ等による救急業務の推進

ア 防災ヘリコプターの運航

山間部など地理的制約の大きい地域での救急救助事案等を対象として、救命率の向上を図るため、防災ヘリコプターを運航します。

(県消防課)

イ ドクターヘリの運航支援

重篤患者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため、救急現場へ迅速に医師や看護師を送り込むドクターヘリの運航に対する補助等を行います。

(県医療整備課)

【事業主体】	県医療整備課	
事業内容		事業費（千円）
ドクターヘリ運航事業		328,519（164,358）

ウ 県警察ヘリコプターの活用

県警察ヘリコプターによる、交通事故の状況把握等の支援活動を積極的に行います。

（警察本部警備課）

（5） 救助・救急隊員の教育訓練の充実

消防職員に対して、特定の分野に関する専門的な教育訓練を課程別に実施します。

（県消防課）

【事業主体】	県消防課	
事業内容		事業費（千円）
消防職員に対する教育訓練を行う消防学校の運営【一部再掲】		140,422

（6） 高速自動車国道等における救急体制の整備

東日本高速道路株式会社と沿線市町村の両者は、相互に協力して適切かつ効率的な救急・救助活動を行う必要があるため、救急・救助訓練を実施し、連携の強化を図ります。

（県消防課）

2 救急医療体制の整備

（1） 救急医療施設等の整備

ア 第二次救急医療体制の充実

入院治療を必要とする小児の重症救急患者に対する医療を確保するため第二次救急医療体制（14地区）の充実を図ります。

（県医療整備課）

【事業主体】	県医療整備課	
事業内容		事業費（千円）
小児救急医療施設運営		238,979

イ 救命救急センターの充実

頭部損傷等の重篤救急患者の医療を確保するため、県内11ヶ所の救命救急センターの充実を図ります。

(県医療整備課)

【事業主体】	県医療整備課	
事業内容	事業費（千円）	
救命救急センター運営事業	1,075,908（547,969）	

ウ 救急医療情報システムの運営

県内全ての救急車にタブレット端末やスマートフォンを搭載し、救急現場で医療機関のリアルタイムな情報を閲覧できるようにすることで、救急搬送の円滑化を図ります。

(県医療整備課)

【事業主体】	県医療整備課	
事業内容	事業費（千円）	
救急医療情報システム保守管理	32,450（21,634）	

(2) メディカルコントロール体制の充実・強化

県及び地域のメディカルコントロール協議会において、救急救命士への24時間常時の指示、指導・助言体制の確立、医学的観点からの事後検証体制などの確立を図ります。

(県消防課)

【事業主体】	県消防課	
事業内容	事業費（千円）	
県メディカルコントロール協議会の運営	757	

(3) ドクターヘリコプター・ドクターカーによる救急業務の推進

重篤患者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため、救急現場へ迅速に医師や看護師を送り込むドクターヘリやドクターカーの運航に対する補助等を行います。

(県医療整備課)

【事業主体】	県医療整備課	
事業内容		事業費（千円）
ドクターヘリ運航事業【再掲】		328,519（164,358）
救命救急センター運営事業 （ドクターカー運航に係る運転手に対する補助）		328,519（164,358）

3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」などにより、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

（県消防課）

【事業主体】	県消防課	
事業内容		事業費（千円）
県メディカルコントロール協議会の運営【再掲】		757

第7章 被害者支援の充実と推進

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業について、被害者に対する保障金の支払の迅速化等により、その充実を図ります。

また、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、ポスター等の掲示による広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険車両の運行の防止を徹底します。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

2 自転車損害賠償保険の普及促進

埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例で義務となっている自転車損害賠償保険等の加入について、広報チラシ等を用いて周知します。また、自動車保険等の損害保険に特約で加入できる個人賠償責任保険や、自転車安全整備店で購入、点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険についても周知します。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	チラシ等による広報啓発【再掲】	440

3 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

(1) 交通事故相談所の活動の充実

交通事故被害者に対する損害賠償、示談その他の問題について、交通事故相談を実施し、被害者の救済を図ります。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	相談員案内チラシの作成・充実強化	40

(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者やその家族に対する支援の一環として、損害賠償手続、政府保障事業

等の救済制度の概要、各種相談窓口について「被害者の手引（サポートブック）」を配布して説明を行うとともに、適切な被害者連絡の実施により、交通事故被害者等から要望を聴取するなど、心情に配慮した相談活動を積極的に推進します。

（警察本部交通捜査課）

（3）交通事故被害者の援助

交通遺児のための援護金の支給を目的としている埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金に対し、補助金を交付します。

（県防犯・交通安全課）

【事業主体】	県防犯・交通安全課	
	事業内容	事業費（千円）
	交通遺児援護基金に対する補助	405

（4）交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア 公共交通事故被害者に対する支援

（ア）被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図ります。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

（イ）事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図ります。

（関東運輸局埼玉運輸支局）

イ 公共交通事故発生時の取組

（ア）事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図ります。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確

保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

(イ) 中長期的対応

事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等の窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図ります。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図ります。

(関東運輸局埼玉運輸支局)

ウ ワンストップサービスによる支援の推進

交通事故被害者等の支援に携わる県の防犯・交通安全課、県警察の犯罪被害者支援室及び民間の犯罪被害者支援団体を同一施設に集約し、相互が緊密に連携し、被害者が必要とする支援を行えるワンストップサービスの提供を行うことにより被害者等の心情に配慮した支援業務を推進します。

(県防犯・交通安全課、警察本部警務課)

エ 適切な情報の提供

交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「被害者の手引(サポートブック)」を交付します。さらに、加害者の行政処分に関する情報についても、交通事故被害者等による問合せに応じ、適切に対応します。

(警察本部警務課、交通捜査課、運転管理課)

オ 被害者連絡制度の充実

ひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者等については、被疑者の検挙状況、処分状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図ります。

(警察本部警務課、交通捜査課)

第8章 研究開発及び調査研究の充実

1 ITS に関する研究開発の推進

(1) 安全運転の支援

ITS の高度化により交通の安全を高めるため、道路上の車両感知器、各種センサーにより道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を国と連携して推進するとともに、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産学官が連携し研究開発等を行います。

(警察本部交通規制課)

(2) 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、外部関係機関等の研究開発に参画して、交差点での効率的な信号制御方式導入についての研究開発を行うほか、プローブ情報を交通情報提供、信号制御、安全運転を支援するための情報提供等に活用するための手法の研究開発等を推進します。

(警察本部交通規制課)

(3) 歩行者等の支援

高齢者、障害者等の歩行者等が安心して通行できる安全で快適な道路交通環境の形成を図るため、高齢者、障害者等のための信号機の改良等の研究開発を推進します。

(警察本部交通規制課)

第9章 鉄道と踏切道の安全確保

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

ア 地方行政機関（国）

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進めます。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施します。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進します。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっています。このため、河川に架かる鉄道橋りょうの流出・傾斜対策や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入対策、地下駅等の浸水対策の強化等を推進します。切迫する首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進します。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットフォームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指すとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、新技術等を活用した転落防止策を検討します。

（関東運輸局鉄道部）

イ 県

(ア) 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく対策

埼玉県福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、駅舎のバリアフリー化、案内表示等の充実を促進します。

（県福祉政策課）

(イ) 駅のバリアフリー化に対する補助【再掲】

年齢や障害の有無にかかわらず誰もが快適に安心して駅を利用できるよう、駅における障害者対応型トイレ等の整備に対して補助を実施します。

（県交通政策課）

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容		事業費（千円）
障害者対応型トイレ等の整備に対する補助		<u>73,400</u>

(ウ) 保安設備等の整備に対する補助

県民の足として重要な役割を担っている秩父鉄道の輸送の安全確保を図るため、秩父鉄道（株）が行う保安設備等の整備に対して補助を実施します。

(県交通政策課)

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容		事業費（千円）
保安設備等の整備に対する補助		<u>83,701</u>

(エ) 駅ホームからの転落防止に対する補助

駅ホームからの転落事故を防止するため、ホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備に対して補助を実施します。

(県交通政策課)

【事業主体】	県交通政策課	
事業内容		事業費（千円）
ホームドアの整備に対する補助		8,850
内方線付き点状ブロックの整備に対する補助		<u>271</u>

※内方線付き点状ブロックとは、従来の警告ブロック（点状ブロック）の内側に線が一本加わり、目の不自由な方でも、どちら側に電車がくるのか分かるようになっていたものをいう。

(2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き ATS 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について法令により整備の期限が定められたもの*の整備については完了しましたが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図ります。

* 1 時間あたりの最高運行本数が往復 10 本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が 100km/h を超える車両又はその車両が走行する線区の施設について 10 年以内に整備するよう義務付けられたもの。

(関東運輸局鉄道部)

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要です。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施、首都圏の鉄道事業者が一体となって、酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図ります。

（関東運輸局鉄道部、県防犯・交通安全課、交通政策課、警察本部交通総務課）

3 鉄道の安全な運行の確保

（1）保安監査等の実施

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行います。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保します。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施します。

このほか、年末年始の輸送等に関する安全総点検により、事業者の安全意識を向上させます。

（関東運輸局鉄道部）

（2）運転士の資質の保持

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進します。

また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導します。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知します。

（関東運輸局鉄道部）

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行います。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用します。

(関東運輸局鉄道部)

(4) 気象情報等の充実

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努め、各種情報の提供を行います。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供します。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図ります。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第3章 安全運転の確保 1 運転者教育等の充実 (7) 道路交通に関する情報の充実 ウ 気象情報等の充実」に記載してあることを実施します。

(熊谷地方気象台)

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行います。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導します。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への情報提供等を行うよう指導します。

(関東運輸局鉄道部)

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進します。

(関東運輸局鉄道部)

(7) 計画運休への取組

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導します。

また、情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導します。

(関東運輸局鉄道部)

4 鉄道車両の安全性の確保

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえ、鉄道車両の安全対策を進めます。

(関東運輸局鉄道部)

5 救助・救急活動の充実

ア 地方行政機関（国）

鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。

(関東運輸局鉄道部)

イ 県

県内全鉄道事業者と全消防本部は、埼玉県鉄道災害消防活動安全連絡協議会を設置し、相互に協力して適切かつ効率的な救急・救助活動を行うとともに、鉄道事故に対する救急・救助訓練の実施など連携を強化し、推進します。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、埼玉県特別機動援助隊（埼玉 SMART）の体制強化を図ります。

(県消防課)

6 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

ア 地方行政機関（国）

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図ります。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備、踏切周辺道路の整備、踏切保安設備の整備、踏切横断交通量削減のための車両進入抑制等の踏切周辺対策等の一体対策を促進します。

また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進します。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進します。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進します。

(関東運輸局鉄道部)

イ 県

踏切事故対策として、連続立体交差化や単独立体交差化による踏切道の除去を推進します。

道路の新設・改築及び鉄道の新設にあたっては、極力立体交差化を図ります。特に、交通遮断の著しいボトルネック踏切等については、重点的に立体化を推進します。

また、自動車が通行する踏切道であって、踏切道の幅員が接続する道路の幅員よりも狭いものについて、構造の改良を推進します。

(県道路街路課)

【事業主体】	県道路街路課
施工箇所	事業費（千円）
東武鉄道伊勢崎線・野田線外4箇所	3,196,587(1,607,087)

7 踏切道保安設備の整備及び交通規制の実施

ア 踏切保安設備の整備

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行います。

大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くします。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進します。

（関東運輸局鉄道部）

イ 安全円滑な交通規制の実施

踏切の安全対策に伴う交通規制に際しては、関係機関等との踏切実態調査を行い、沿線住民等の理解を得ながら、交通実態を踏まえつつ、安全円滑な交通規制を実施します。

（警察本部交通規制課）

8 道路改良に伴う踏切道の統廃合の促進

鉄道と立体交差する道路の整備、踏切道の拡張等の道路改良事業の実施の際に、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めます。

ただし、道路改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとします。

(関東運輸局鉄道部、県道路街路課)

9 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

ア 地方行政機関（国）

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進します。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進めます。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進します。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進します。

また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進します。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していきます。

また、ICT 技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討します。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進します。

(関東運輸局鉄道部)

イ 県警察

交通安全教育、広報等を通じ、踏切での一時停止、安全確認の励行等と呼びかけるとともに、踏切での一時不停止、遮断踏切立入り等違反行為に対する指導取締りを推進します。

(警察本部交通総務課、交通指導課)